

平成28年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

平成28年6月17日(金)

東洋町議会

余 白

平成28年第2回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場
開 会 平成28年6月17日(金) 午前9時00分宣告
出 席 議 員 (7名)
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君
3番 高畠 俊彦 君 4番 小松 熙 君
5番 武山 裕一 君 7番 田島毅三夫 君
欠 席 議 員 (1名)
6番 小野 正路 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君
副 町 長 光本 速雄 君
会 計 管 理 者 川田真由美 君
教 育 長 奈良崎幸一 君
総 務 課 長 生松 克祐 君
税 務 課 長 安岡 良仁 君
住 民 課 長 光本 孔士 君
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君
教 育 次 長 藤村明美智 君
地 域 包 括 支 援
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君
総 務 課 長 補 佐 大坪 靖幸 君
税 務 課 長 補 佐 小池 昭平 君
住 民 課 長 補 佐 田岡いずみ 君
産 業 建 設 課 長 補 佐 手島 憲作 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 長崎 正仁
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程 別紙のとおり
議事のでんまつ 別紙のとおり
会議録署名議員 2番 平山 照生 君 3番 高畠 俊彦 君

平成28年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

平成28年6月17日(金) 午前9時00分開議

- [日程第1] 承認第2号 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第2] 承認第3号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第3] 承認第4号 専決処分事項「平成27年度東洋町一般会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第4] 承認第5号 専決処分事項「平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第5] 承認第6号 専決処分事項「平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第6] 議案第32号 東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第7] 議案第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第8] 議案第34号 平成28年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第9] 同意第2号 認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについて

- [日程第10] 同意第3号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第11] 同意第4号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第12] 同意第5号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第13] 同意第6号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第14] 同意第7号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第15] 同意第8号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第16] 同意第9号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第17] 同意第10号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第18] 同意第11号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第19] 同意第12号 東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第20] 発議第1号 「給食費の無償化」を求める意見書について
- [日程第21] 議員派遣について

[日程第22] 閉会中の継続審査・調査の申し出について

- (1) 総務教育民生常任委員会**
- (2) 産業建設常任委員会**
- (3) 議会運営委員会**

[日程第23] 一般質問

平成28年第2回東洋町議会定例会 平成28年6月17日 金曜日
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は7名であります。

これより、平成28年第2回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間:午前9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、専決処分事項条例2件及び補正予算3件、条例2件、補正予算1件、人事11件、発議1件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計22件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

小野正路君からケガ治療のため本日欠席届が提出されております。

6月14日、総務教育民生常任委員会を開催し、その報告書が届いております。総務教育民生常任委員長から、本定例会の開会日に付託を受けた、給食費の無償化を求める意見書は採択と報告がありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。日程第1、承認第2号、専決処分事項東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑について、まず、本会議で提出されたすべての議案に対し、1人1時間以内、答弁時間も1時間以内とし、一問一答方式で行います。発言は、議会会議規則第54条の規定により、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

この規定に反すると認めるときは、同規則第54条第2項の規定により、注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止します。いいですか、発言は議会会議規則第54条の規定により、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

(自席より、2回も言う必要はないと発言あり。)

この規定に反すると認めるときは、同規則第54条第2項の規定により、注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止します。

次に、試行として反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問し
ずと発言のうえ、挙手願います。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1名ありました。

7番、田島毅三夫君、質疑を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、通告してあるとおり高齢者や弱者の移動手段として軽自動車
の増税中止を求める件として2問通告してあります。

順に沿って質疑させてもらいます。

1つ目です。昨年度の税率アップによって軽自動車の一部では、5千円
以上増税されました。今回、説明では消費税の増税延期によって、その分
の割合は先延ばしされたとなりましたが、他の割合による増額は、町自動
車税全体で150万円くらいの増税になると聞いております。例えば、軽トラ
ック、軽自動車それぞれ1台あたりいくらかのアップになるのか、具体的
にお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

おはようございます。

それでは、田島議員のご質問にお答えいたします。

ご質問がありました軽自動車税の自家用車と軽四トラックの今回の引上
げ分について、細かく説明をさせていただきます。

まず、軽四乗用の自家用では、平成27年3月31日以前に新車登録した
車で、かつ13年を経過していない車につきましては、今までどおり7200
円の軽自動車税がかかります。また、最初の検査登録から13年を経過し
た車については、5700円増の1万2900円の軽自動車税がかかること
になります。

次に、軽四トラックでございますが、これも平成27年3月31日以前に新
規登録した車で、かつ13年を経過していない車につきましては、今までど
おり4千円の軽自動車税がかかります。また、新たに、27年の4月1日以
降に新規登録された車については、5千円の税金がかかります。最初の検
査登録から13年を経過した軽トラにつきましては、2千円アップの6千円と

なります。

平たく言いますと、平成27年度以降に新車として購入する軽自動車税の税金が平成27年以前に購入した軽自動車税の税金よりも高くなるということになります。併せて、購入して13年を経過している軽自動車税の税金も上がるということになります。

以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)
今、軽トラックが上がるということはお聞きしましたが、軽乗用車の方はどうでしょうか。それ1点だけお聞きしたいと思います。アップ分。
(自席より、すでに答弁していると発言あり。)

議長 (今宮 裕明議長)
安岡税務課長。

税務課長 (安岡 良仁税務課長)
先ほどご説明をしましたが、ちょっと抜かった部分につきましては、平成27年4月1日以降に新規登録された車については、3600円増の1万800円になります。
以上です。
(自席より13年をと発言あり。)
13年を経過した分については、5700円増の1万2900円となります。
以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)
課長からそういう説明がありました。
金額はどうあれね、やはり増税することには、非常に今のこのせちがらい世の中であって、物価がどんどん上がっていく、収入が上がらないという中であってね、本当に住民さんとしては敏感になっております。仮にで

すね、消費税割が今回見送られたとしても、これちょっと質問にはありませんでしたが、31年には増額されるんですよね。これは国の方針でそうなってくると思いますけれども、例えば国の方針であろうともね、所得の低い人や高齢者の足代わりに使っている車に絞ってでもね。

議長

(今宮 裕明議長)

田島議員。

足代わりという発言は取り消してください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

足代わり、ちょっと休憩取ってください。

議長

(今宮 裕明議長)

以前も足のない

7番議員

(田島 毅三夫議員)

足がないと言ったんです。足代わりと足がないは一緒ですか。

議長

(今宮 裕明議長)

他に言い方あるでしょ。移動手段がないとか。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

足がないというのは、これは失言でした、謝りました。しかし、足代わりというのはいけませんか。これは、そういうことであればこれは変えますけれども、そういうことまでやっぱり止めるんかな。

移動手段のない方に絞ってでもね、またそれから高齢者、所得の低い方とかそういう方の移動手段として使っているような軽自動車ですよね、そういう車に絞ってでも町独自の軽減もしくは免責措置は取れないのか。女性や高齢者が町中を移動手段としてですね、使って乗っておる単車類もですね、聞けば千円から2千円にアップすると聞いておりますが、額が少ないと言えども倍の値上げは厳しすぎるのではないか、半額くらいに抑えてあげることはできないか。こういう質問でございました。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

田島議員のご質問にお答えをいたします。

この消費税の10パーセントへの引上げ及び軽減税率制度の導入の時期を平成31年10月に延長されるということが昨今言われております。この再延期により、自動車取得税の廃止に伴う環境性能割の創設もが延期をされ、廃止をされようとしております自動車取得税も今後また存続されるということが考えられます。この新たに創設されます環境性能割は、燃費性能の良い車は税負担が安くなり、燃費性の悪い車は税負担が重くなるという税金でございます。この自動車税制の見直しだけを考えますと、自動車取得税が存続される方が環境性能割の創設より減税ということになります。逆に、環境性能割が創設されることにより増税となり、再延期は住民の負担が軽減されるということになりますので、平成31年10月までに延期されるということは住民負担も軽減されるということになります。

それと現在、軽自動車税の減免につきましては、税条例の中に第90条、障害のある方に対する軽自動車税の減免制度がございます。また、89条では、軽自動車税の減免規定を定めておりますので、先ほど田島議員のご提案のあった町独自の軽減また免責措置などは現在考えておりません。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今、課長からそういう説明がありました。

低い所得の方には軽減措置もある、それから31年度まで軽減が継続されると、こう言われました。私が言っているのは、その31年以降のことも含めてですね、今いう消費税割がなくなった時にはその分がまた戻ってくる訳ですからね、そういうことも含めて言っているんですけども、この税というのはほら、やはり国税と違って固定資産税やら、それから自動車税とかたばこ税のようにですね、ある程度町に判断が任されていると、こう聞いております。

アベノミクスでは、収入が上がらないのに物価が急上昇しておりますね、皆さんご存じのとおりやと思います。それから物価が上がらなくても、値段

が上がりなくとも量が減ったりして実質的にもものすごい住民さんは厳しくなっております。ますます生活が厳しくなっている中で、田舎の、特に言えば東洋町の住民さんにとってね、少しの増税でも重なればボディブローのように厳しく響いてくるんですよ。だから今言う、年間150万円がこの分によって増税アップする、増収するということであれば、そういう方に絞ってでも150万を少し少なくしてでもね、何かの形で情のある行政施策を期待して質疑しているんですが、もう一度、もしそういう考えがあるいはできたら答弁願いたい、なければ構いません。

以上です。

(自席より、議長と発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

はい、福島登君。

(自席より、田島議員の質疑に提案や要望が入っているため、一般質問でやってもらってくれと発言あり。)

(自席より、・・・と発言あり。)

はい、松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

税務課長のとおりでございますが、減免制度についてですね、若干補足をさせていただきます。

この、障害のある方に対する軽自動車税の減免制度ということでございますが、確かこの障害者の方の送迎ですね、病院に行くとか、そういったことに利用する場合にも減免制度の適用になるというようなことですので、ご理解をしていただきたいと思います。

それと、町独自の軽減措置でありますとか、免責措置ということはどうですか、これは当然に地方交付税が減額されるというようなことにも結びついていきますので、なかなか簡単にですね、町独自の減免制度というのは財政上もなかなか厳しいなというように思っておりますので、検討を要する課題だというふうに思っております。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

町長が検討を要する事項だということで言ってくれました。少し気持ちが軽くなっておりますが、検討でなくてどうですか、前向きに考えてみるというような文句に変えてもらえませんか。できませんか。検討ですか。

(議席より、はいと発言あり。)

検討ということはやらんということで聞いておりますのでね、はい、どうもありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)

他に質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論は議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を他の議員に賛同させることであります。討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第2号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成:6 反対:1)であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第2、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、承認第3号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一

部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。
挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第3、承認第4号、専決処分事項、平成27年度東洋町一般会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1名ありました。

7番、田島毅三夫君、質疑を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

4件通告してあります。通告順に沿って質疑させていただきます。

1つ目に、ふるさと納税寄付金4万2千円増額になっております。そのことについて、ちょっとお聞きしたいと思います。新聞、テレビ等で見ましても、他町はですね、億単位が、ほんまに非常にこの頃増えて、まだまだ増えているという報道がされておりますけれども、本町、まあ今回の4万2千円を増額したとして、219万円が1年間にですね、収入された、入ったとこう聞いております。町への寄付金ですね、よそと比べたらいけませんけれども、あまりに桁が違うものでほら、町への寄付の少ない原因の究明、考査を行ったか、この1点をお聞きしたいと思います。以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

おはようございます。

それでは、田島議員の質疑にお答えいたします。

本町のふるさと納税につきましては、本町では平成27年度の納税からと、それ以前の過去の納税額を比較した場合、年々増加傾向にあります。とは言いましても、平成27年度の219万円が最高額となっております、他の市町村と比較しても少額でございます。他の市町村では、億単位の納税がございますが、それはインターネットを活用した返礼品付きの納税、いわゆるふるさとチョイスと言いますけれども、それに取組んでいることと思わ

れます。

本町でも、3月議会の予算の中でご説明いたしましたが、この6月1日からその取組をし始めたばかりで、現在、試行錯誤しながら行っております。現在、本町のふるさとチョイスによる納税件数は19件でございます。今後、様々な課題を克服しながら返礼品を充実させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

総務課長の答弁に対して、1点だけお聞きしたいと、答弁をお願いしたいと、再問です。

この4万2千円増額されましたね、今回ですね、これはやっぱり町出身者からの寄付が多いんでしょうか。それはまた以外の町出身外の方か、それからその町出身者の名簿なんかはできておりますか、できておったら教えていただきたい、イエスかノーかで構いません。それから寄付要請、そういう方に対して何かのアプローチはしているかどうか、その3点だけお聞かせ願いたいと思っております。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

まず町内、町外という寄付者の方でございますが、町内に関係する方が主でございます。

(自席より・・・発言あり。)

いや、複数件あります。それと名簿についても整理してございますが、名簿の名前というのは個人情報にあたりますので、公開はできません。それと、アプローチということなんですけれども、返礼品を発送しております。金額の高い方、100万円という方もおるんですけれども、そういう方には時期、定期的に1回ではなくて何回かで返礼品をお渡ししている状況でございます。寄付金のアプローチというところはしておりません。

以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)
通告の2番目です。がん検診勧奨事業委託料として38万9千円が減額されました。これを見たときにちょっと疑問を持ったもので、質疑させていただきますが、これは住民健康を第一にですね、医療費の削減あるいは国、県の補助金増額などを目的に、胃がんはじめ各がん検診の受診者の増加を目的の、いわば継続が必要な事業だと思っております。減額の理由をお聞かせください。
お願いします。

議長 (今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長 (光本 孔士住民課長)
田島議員にお答えをいたします。
元々、がん検診の受診勧奨の委託費として1件あたりの単価を300円で設定しておりまして、60万9千円を元々計上させていただいたというところがありますが、それと合わせて特定健診との抱き合わせ勧奨ということに切り替えて、特定健診の受診勧奨も行っております。
その結果ですね、がん検診の受診勧奨分が単価300円から108円に下がった関係で、元々の60万9千円との差額の38万9千円を減額をしたということです。
以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)
どう言いますか、命に関わる、これはよく聞いてみて検診を受けて助かったという方もある反面、受けなかったために手遅れになったという悩ましい話も聞いておりますが、検診を受けるということは非常に大事であり、それを受けない方に対して勧奨していくということは、これは行政としてもね、非

常に大事なことやと思うんですよ。そこで、ちょっとここで今答弁の中で気になったことがありますので、ひとつお聞かせください。

今、1人あたり300円と言われましたね。これは、300円といえどどんなんですか。郵送料とか、そういう資料料とかチラシ料とかそういうものでしょうか。こういうことではなかなか勧奨は進まないと思うんですが、これは対面というようなことではなかった、私はそこへ行って訪問してから勧奨していると、こう考えていたものでね、ちょっと私の考え違いやったのかなあ。そののところがもう少し説明してください。

それから、何人くらい対象者といえますか、郵送しているにしても何にしてもどれくらいの方に人数的に配送しているのか、そしてまたその結果その方達がどれくらい勧奨によって検診の成果といえますか、効果といえますか、出ているのか、数値が出ていればお聞きしたいと思います。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

再問にお答えしたいと思います。

まずですね、これについては訪問ということではなしに、電話勧奨を行っております。ただし、ただ受診してくださいということではなしにですね、その中には栄養士であるとか、保健師が勧奨を行って場合によっては同時にですね、健康相談も対応できる体制で行っていただいております。

それと、対象者だけみますとですね、2030人おります。ただし、検診時期に合わせて行いますので、全員はまず無理です。大体、勧奨期間というのは、1ヶ月あるかないかのうちにやっております、この抱き合わせ検診の場合ですね、電話が繋がった件数が242件ありまして、その内ですね、というかどうか実際に受けたかというのは、抱き合わせ検診のため、さび分けはちょっと難しい状況にありますので、その数字は出しておりません。

ただ、それとは別にですね、平成27年度は糖尿病予防教室、これはリスクの高い方を対象に行っておりますけれども、それは現実に野根と甲浦で開催をして来ていただいて、26人を対象に教室を開いております。

それとですね、野根と甲浦で1回ずつ、検診結果の説明会を実施しております。これからはこれを続けていくような予定で実行しております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

勉強不足ですみませんでした。初めて聞く話もありました。電話で栄養士等から一緒になって相談をしていると、ところがちょっと気になったのは、2030人対象者がいて、それから返信といいますか、答えが返ってきた人が242人、10何パーセントになりますか、それくらいしか、あれが来ていないと。それから検診の説明会なども取っていると、こういうことを言われましたが、どうでしょうか、これはどんなんですか。

そういうことだけで、こちらからは通知を出して来てくれという形のもので、これから勧奨が、成果が上がっているんでしょうかね。これは、もう少しやはり踏み込んだ、そういう1対1の対面的なそういう勧奨もしていかなければ、今後こういう成果というか、数値が上がってこないのではないかと思うんですが、答弁ができればお聞かせ願いたい、なければ構いません、また次にします。

2つ目の質問は、再問という形になってしまいましたので、以上で終わります。

議長

(今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員にお答えしたいと思います。

電話だけの勧奨というわけではなしに、職員、あるいは保健師も機会があるごとに勧奨はしております。

(自席から、行ってかと発言あり。)

行って、会った時に。ただ、それとは別にですね、今現在、東洋町では大体、27年度30パーセント前後の数字になると思います、受診率は。ですが、それではまだ随分少ない、国が60パーセントというのを目標に挙げておりますので、それを目指すためにですね、あと検討を要する事項としましては、個別受診、東洋町の場合、徳島県側へかなりの方が通常、病院へかかっておられます。ざっと拾っても100人以上の方がかかっておりますの

で、県外でも受けれるかどうかを今確認しているところです。まだ確定ではないですけども、そういうふうな手立ても講じようと今計画、検討もしているところです。

以上です。

(自席より、28年度はやっているかと発言あり。)

28年度はやっております。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

3番目の質疑に入ります。

東洋町遊休農地等有効活用事業補助金の減額について、50万円が減額、不用額として出ておりますね。このことについてちょっと教えていただきたい。

遊休農地、補助題名を見ましたら遊休農地の有効活用と、こうなっておりますね。そういうことであれば、これはもう、今、東洋町を見ていただいたら分かりますように、いくらあっても足りないくらい、この問題大きな重要な問題となっております。

なぜ、不用額が出たのか、それも全額ですよ、50万計上して50万不用額となっている。この事業の内容及び全額削減の理由をお聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課
長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

おはようございます。

田島議員の質疑にお答えします。

今回の減額については、平成27年度の申請がなかったため、減額をしています。この事業の内容は、農業経営基盤促進法に規定する遊休農地や、過去に1年間作付けせず、今後作付けする意志がなく、管理されていない耕作放棄地を所有者及び3年以上の利用権を設定し、借り受け農業を実施するものに対して、新規植栽苗木事業として要した費用の10アールあたり5万円、ただし樹園地については9200円がそれぞれ上限の補助金とな

ります。

また、整地事業として、重機等借り上げた場合要した費用は10アール当たり10万円が上限の補助金となります。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

この事業については、これは農地所有者の方にどのようなかたちで周知されておりますか、このようなかたちの補助金があるということは。

お聞かせ願いたい。

議長

(今宮 裕明議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課
長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

質問にお答えします。

周知については、これまで広報等で掲載したり、地区懇談会等により行ってきましたが、また今後、再度周知を行っていきたいと考えております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

いつも、うちがほら、職員さんに嫌われる理由はこれなんですよ。こういうことを厳しく言うんでね、周知をね。

しかし、これはやはり、こういう制度ができたら、補助事業のね、そういうことであればやっぱり1人でも多くの人にやっぱり受益してもらえるようにね、受益者が増えるようにほら、徹底してやっぱり知らさなければならぬ。広報といったて全員見るかどうかそれも分からない。地区懇談会って言ったって年に1回1月でしたか、去年は1月ですかね、何月やったかねあれは。それ1回、それも参加していない人については、それは通知できない。そういうことではなかなかこれは徹底していないと思います。今後、その点は考

えていただきたいと思います。

もう1点お聞かせ下さい。28年度は継続やめたんですか、それだけ答弁できればお聞かせ願いたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課
長補佐

(手島 憲作産業建設課長補佐)

質疑にお答えします。

この事業については、町内全域を対象に平成20年度から実施してきましたが、平成24年度から27年度までの申請件数は0件でしたので、28年度は当初予算を計上しておりません。

今後、申請があれば補正予算で対応していきたいと考えております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

そういうことであれば、特にぜひ、余計周知といいますか、それをお願いしておきたいと思います。

4番目の質問をさせていただきます。

防災資機材の整備費として、120万円の減額が出ておりますね。この理由についてお聞きしたい。総額227万円計上して、半額以上が減額されておるんですね。この資機材整備、備品資機材のこの整備ということは、これはあちこちで聞いてみますと、未だに62ヶ所いいましたか、の避難場所にして38しか避難倉庫が建っていないと、こういう現状らしいんですよ。28いうたかな、まだ残っていると。そういうことを踏まえたらですね、この不要額ゼロというのはおかしいなと思って質疑しているんですけども、どこの資機材であって、どのような資機材でどのような目的でこれを計上したのか、もしくは町防災資機材、これを目的に使った資機材としてのこの事業目的が完了したための不要額やったのか、そののところだけお聞かせ願いたいと思います。

お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)
それでは、田島議員の質疑にお答えをいたします。
この防災資機材につきましては、当初予算で計上しておりました備品の一部が県の補助金対象外となりましたので、それと入札減もございましたので、総額120万円を減額させていただいた次第でございます。
以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)
いいですか。他に質疑はありませんか。
(自席より、なしと発言あり。)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これより討論を行います。
討論はありませんか。
(自席より、なしと発言あり。)
討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより、承認第4号、専決処分事項、平成27年度東洋町一般会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。
本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。
挙手多数(賛成:6反対:1)であります。
よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第4、承認第5号、専決処分事項、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。
質疑はありませんか。
(自席より、なしと発言あり。)
質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第5号、専決処分事項平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第5、承認第6号、専決処分事項、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、承認第6号、専決処分事項、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第6、議案第32号、東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第32号、東洋町防災備蓄倉庫の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第33号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

1点だけ、お聞きしたいと思います。

この人事の階級といいますか、その変更によってどれくらいの収入が、人件費が上がったのか、下がるようになるのか、それだけお聞かせ願いたいと思います。

以上です。

(自席に戻り、騙されたなと発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

ただいまの発言は取り消します。

他に質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第33号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第34号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が2名ありました。

まず、1番、福島登君、質疑を始めてください。

1番議員

(福島 登議員)

おはようございます。

まず、質疑の前に神聖な議会で騙した、騙されたような発言は、どうぞ慎んでいただきたいと思います。

始めます。

議長、質疑の機会を与えていただき、ありがとうございます。できる限り簡潔にしたいと思いますので皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

平成28年度東洋町一般会計補正予算を定めることについての議案書14ページを皆さん、ご参照ください。

まず、1つ目の質問でございます。

白浜海水浴場駐車場防犯カメラ購入費149万5千円についてでございます。カメラ3台設置する費用と議案説明を受けたが、設置場所とその効果、又設置が必要となった事例や事件等が今までに発生していれば、説明できる範囲内での説明を求めます。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)
福島議員の質疑にお答えいたします。
今回、防犯カメラの設置場所については、現在、駐車場側に2台、キャンプ場側に1台の設置を考えております。
また、これまでの事件等についてでございますが、白浜駐車場スペースに電気自動車の急速充電器を設置しております。その設置以降、ペンキやカラースプレーによる本体や液晶画面への落書き、車両への充電器接続部分へのコーキングをするなど、計4回に渡っていたずらをされてきております。
また、海の駅のエアコンの室外機等も過去にはありましたので、今後、防犯カメラの設置により、犯罪の抑止力に繋がればと考えております。
以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)
事件や事例ということで、今説明を受けました。
そのために3台のカメラを設置して監視するということでございますが、日頃の見回り等も含めてやれば良いかなと思います。
再問です。この件に関して、国や県の費用の負担はどのようになっているか、それと、いつ頃設置が完了し、いつ頃稼働になるのか、その部分をお聞きしたいと思います。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)
福島議員の再問にお答えいたします。
県の補助金でありまして、補助率は2分の1の予定でございます。
あと申請を出している段階で、交付決定が来ておりませんので、交付決定が来てからですね、今後スケジュールについては決まってくるかと思いません。
以上です。よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)
それでは、2つ目の質問に移ります。
環境制御技術導入加速化事業費補助金33万1千円についてでございます。
農業ハウスのCO2発生装置5機分の費用と議案説明を受けましたが、設置により収穫量が増加する、又は農業環境に貢献できるのか、その辺りの説明をお願いします。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)
福島議員の質疑にお答えいたします。
予算の説明では、農業ハウスのCO2発生装置と説明をしておりましたが、正しくはCO2の測定装置の導入となります。
今後、その計測結果に基づき、発生装置を導入する予定です。収量についてはですね、個々に差はございますけれども、平均で約1割から2割増加が見込めると振興センターから聞いております。
以上です、よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)
再問です。
この件に関しまして、国や県の費用負担はどのようになっているか、その1点お聞きします。

議長 (今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)

長 再問にお答えいたします。
補助率は町が3分の1、県が3分の1となりますが、県の補助率分は直接農業者に補助されることとなります。
以上です。よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)
それでは、3つ目の質問に移ります。
野根川再生計画委託料1千万円についてでございます。
これは予算書15ページです。野根川の再生計画の策定を委託する費用であることと、今後、NPO法人を設置する計画であるとの議案説明を受けました。野根川の現状を踏まえて、どのような再生計画を想定しているのか又、NPO法人はどのような目的で設置するのか説明を求めます。

議長 (今宮 裕明議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
福島議員にお答えいたします。
本町でもですね、何度か野根川の生態につきまして、講演をしていただいたこともございますけれども、高知大学の教授でありますとか、北里大学の名誉教授の方にもですね、ボランティアで現在まで魚類の生態系や鮎の遡上実態等につきまして、また、その自然環境保全対策などを調査をしていただいているところでございます。野根川にはですね、大変な関心と興味を寄せられているということで、この川は全国的にも誇れる貴重な清流と資源があるということでございます。
今回の本委託事業の予算でございますけれども、地方創生推進交付金を活用して、基本的にこの交付金はソフト事業でなければならないという制約がある訳でございますが、採択をされれば実施したいというふうに考えております。職員がですね、高松におきまして、内閣府の地方創生担当からすでにヒアリングを受けております。計画案は採択されるのではないかなどの感触を持っているところでございます。この交付金決定にはですね、この当初予算か、6月補正までに予算計上されたものでなければ、本年度の地

方創生推進交付金の一次決定には間に合わないとの情報も聞いているところでございます。

また、この地方創生推進交付金といいますけれども、補助率は2分の1ということでございますので、半分は町の持ち出しということになります。通常の補助制度と変わらないわけでございますけれども、地方創生の一環として取組みたいというふうに考えております。

採択されたことをですね、前提といたしましての答弁ということになりますけれども、今回の予算では、野根川河川組合と連携をしながらですね、野根川の魚類、主に鮎になってくると思うわけですが、魚類等の保全の計画あるいは、河川環境保全計画の策定、また野根川ブランド化計画案の策定、また地域外での人材養成に繋がるプログラムの開発などを計画しております。また予算の範囲内で順次、魚道の簡易な改良も実施していきたいというふうに考えております。

この事業はですね、概ね3年間事業として取組む予定としております。将来的にはですね、野根川再生計画が事業益となって、また環境保全の役割を果たしつつ、公益性との両立が図られることによりまして、少しでも雇用の創出と地域の活性化に繋げたいというふうに思っております。

また、NPO法人の設立目的でございますが、野根川の保全と地域の活性化を目的としております。が、まだですね、交付金の決定もしておりませんので、準備はこれからという段階でございます。また、本計画案がソフト事業として国に採択されるように準備しているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

すみません、再問です。

一般論を申し上げますとですね、自然再生には、山、川、海を一体とした健全な水環境システム再生保全に取り組むことが必要とされており、このことが農林水産業の推進にも繋がるとされています。このような山、川、海、農林水産業の連携を視野に入れた考え方が、今回の委託する野根川再生計画にも反映されるというお考えですか。

そのあたりをお聞きいたします。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

先ほど申しあげました、大学教授の先生とかですね、そういうところに専門的な知識を要しているという方々が興味を持って調査をしているということでございますので、当然自然保護、一次産業の振興にひいては繋がってくるのではないかなというふうに思っております。

また、その準備ですね、採択されれば当然にNPO法人にいたしましても町民と有識者の方々を含めた会議を発足させたいというふうに考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

議長、これに関してもう1問いけますか。

それでは、最後にもう1つ再問させていただきます。

資料をいただきました。皆さん手元にあると思います。これは案ということで、町長も今採択されればという答弁もございましたが、3つほど、まとめて再問ということにしたいと思います。

まずはですね、新規漁業者の人口ということで、8名をここに書いております。これは、移住者も含めてということなのですか、それ1つです。それと、内訳の中にジオパーク運営補助金50万が1つ入っております。この説明と、今後、この再生計画というのはソフトだけということで、今お聞きしました。右のハード面が採択されてこれに移る時には、別にまた予算を計上するのですか。

その3つ、お答えをお願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

お答えいたします。

雇用の創出という点でですね、当然に移住者の方も対象になってくるとい

うふうに考えております。

それと、ハード事業ということですが、大規模な改修ということになりますと、当然、河川課とかですね、協議が必要になってきます。ですので、簡易なという方法を使うということで、魚道を簡易な方法、河川課と協議を要しない程度のものを想定しております、そういったものにつきましては、ハード事業と捉えられるのかも分かりませんが、ソフト事業を主体としたハード事業についてはオッケーだというふう聞いておりますので、ハード事業が主体のものであればはねられるということですので、予算の範囲でやっていきたいというふうに思っております。

これは、ゆくゆくのことですけれども、計画案として、この事業がですね、軌道に乗った時にそういうような名称を使ってはどうかというふうな案で作らせていただいております。まだ確定した計画ではございません。

以上でございます。

(自席より、ジオパーク補助金と発言あり。)

あくまでも想定した、できるだけソフト事業ということ进行全面に出したいということで、こういうようなことも考えていきたいと、あくまでも計画案となっております。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)

終わりました。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

何点か、3点ですか、通告はしてありますが、その内の2点については今、福島議員から質疑があつて、ほとんど答弁いただいておりますのでほんの一部にしておきますが、1つ目の質疑についてお聞きしたいと思ひます。

この点です、これは先ほど言ひましたね、答弁の中で。一部農家の方に直接支払いがあると出ておりましたが、この予算で見ますと5人分で、1人あたり6万円強になるんですけれども、これは先ほどの費用と人件費の内訳ちよつとお聞かせ願ひたい。全額これは設置費用かなと思つてたんですけれども、直接支払いがあるということであれば、そこのところをお聞かせ願ひたい。

それから、今後システム管理や運営費が掛かってくるんですよ。これに

についてはそういう助成はないのでしょうか。ただ、これも設置しただけの調整と言いましたかね、技術指導とそういうことやったんですけれども、そのところをお聞かせ願いたいと思います。この装置を設置して栽培した時に、これは、町は初めてのことで、成果についてはこれからの結果を待たなければいけませんけれども、他町と違いますか、県外でも構いませんが、これをやってどれくらいの成果が出ているのか、事前、事後という形で分かっておればひとつ成果の数値をお聞かせ願いたいと思います。

以上2点、小さい項目ですけれどもお願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課
長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質疑にお答えいたします。

今回のこの補助金についてはですね、二酸化炭素の計測をする装置、発生をする装置ではございません。

その中で今回、この機会の導入経費5件分で99万7千円余りになるんですが、これに対して町が3分の1の補助を出すということになります。運営費については補助はございません。

(自席より、成果はと発言あり。)

成果としては先ほども言いました、平均でございますけれども、1割から2割の収量の増加が見込めるということです。

以上です、よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

1つだけ、再確認をお願いします。

今後、こういう、これはまあ、ハウス栽培関係のもんですが、これは特定された茄子やったら茄子、きゅうりやったらきゅうりというような形で特定されているんですか。それとも何でもかまんのですか。

それからもう1点、こうした新規の取組が今後、町のハウス関係の方から起こって来た場合、やはりこういう形で支援されますか。

それだけ教えて下さい。

議長

(今宮 裕明議長)
伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)
田島議員の再問にお答えいたします。
今回導入される品目については、茄子とトマトが対象になっております。
そのすべてがこれで効果があるのかというのはデータがございませんので、今の所、分かりません。
それと、あと何やったですかね。
(自席より、申請が上がって来たときにはと発言あり。)
一応、その申請についてはですね、5軒以上の組がですね、組織を作っ
てそういう団体が申請をすることで補助することになります。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)
苦しい質問になります。
2番目の質問の質問するところがないんですよ。
このNPOというのを立ち上げて、野根川を再生計画して建てていくところ
のことですが、3年計画をいうことも聞きました。ソフト面ということも聞いま
した。これは、野根川の今言う、清流保全協議会、それから野根川の漁協
なんかがありますが、それからまた地元の方もこの地図を見ましたら投宿を
当てにずっと調査期間が出ておりますけれども、そういうところの地権者と
か地区の人とか、そういう方との連携はどう考えておられますか。それをお
聞かせ願いたいと思います。
それから、このNPOについては、今後の問題だと思いますけれども、これ
は他町の方も含むと、こう言いましたね。ところが、これができたときに、こ
の方たちの人件費といいますか、そういうものは、これは、ソフト面の今言わ
れた中のこのジオパークの運営補助金や地域ガイド育成補助費、こういう
ものから出すんでしょうか。
また別に生産をして収入を得るような形のNPOになるんでしょうか。その
体制について1点お聞きしたいと思います。
以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
お答えいたします。

採択されることが前提となりますけれども、先ほどの福島議員にお答えしたとおりでございますが、専門家の方を含めた有識者の方々と河川組合でありますとかですね、観光振興協会とも連携をして推進していきたいというふうに思っております。

それと、NPO法人につきましても、このPR活動を通じて地域外での人材養成に繋がるプログラムの開発をしていただきまして、この中から事業として成り立つのかどうかというようなことも検討していきたいと思っております。できればその中で経費が賄えるというふうなことも考えていきたいというふうに思っております。

まだ計画段階ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(自席より・・・関係との連携はどうなりますかと発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

先ほどもお答えいたしましたように、河川組合とかですね、観光振興協会とか、様々な団体とも連携していきたいと考えております。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

中々、質問をようまとめきれませんね。

これは事務所なんかも設置するのでしょうか。そこに常駐した組織になって365日何か体制を作るというものになるのでしょうか。

それだけ教えてくださいませんか。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)
当然に、東洋町内に設置するということでございます。当然そういうことになります。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)
先ほど前に質問した議員からもありましたけれども、この野根川再生計画委託料案というのは今日いただいたんですよ、ね。休憩中にちょっと苦情も言いましたけれども、こういうものは今後、議案説明の時にね、全員に配布していただきたい。そうでなければ今ここに出されて、こんなもん見ても中々判断ができない。それは前にも言いましたが、今後、ほんまに厳しく願いしておきます。よろしく願います。

それから、3問目の質問に入ります。

民生委員推薦会委員報酬は6万3千円事業補正の額が出ておりますが、結局聞きますとこの民生委員の定数改正があったと、あるとこう聞いております。その推薦審査員費用であると聞いておりますが、聞けば削減されるとこう聞いております、人数を。

まだ決定かどうか分かりませんが、そうなってきたら委員の活動は現在でも中々見えないという現状があります。苦情も聞いております。どのような改正があったのか、大まかで良いが説明を求めたいと思います。どこまで答弁できるかわかりませんが、できる範囲で今後の体制についてお聞きしたいと思っております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)
田島議員にお答えいたします。
この予算につきましては、議員もおっしゃいましたけれども、この11月で民

生委員の任期が来ると、それに合わせて、まだ決定はされておられませんけれども、県議会で決められるわけですけれども、東洋町としては、4名の減ということをお願いをしているところです。

それと、どういう改正、これについては単に民生委員に関するもので、内容については変わっているところはございません。ただ、民生委員の事業としては、最近多いのは、見守りどんどん増えてきているということは承知しておりますが、制度上どうという話ではないと考えております。ただ、これについては、民生委員を推薦するために毎回3年に一遍行っているものです。

以上です。

それと、東洋町で変わるところは、今15の地区に分けて民生委員が活動をお願いしているところですけれども、野根で2地区、甲浦で2地区が統廃合されるという形になります。

議長

(今宮 裕明議長)

良いですか。田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第34号、平成28年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

再開は10時30分をお願いします。

(休憩時間:10時14分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時30分)

日程第9、同意第2号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、同意第2号、認定農業者等が過半数を占めることを要しない場合の認定農業者等に準ずる者を任命することに同意を求めることについての件を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり、同意することに決定しました。

日程第10、同意第3号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

同意第3号でございます。

東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月17日提出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字生見143番地2、氏名は松崎巧氏でございます。生年月日は、昭和52年7月7日となっております。

提案理由でございます。平成28年8月25日付けの農業委員の任命に

つき、農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申されました松崎巧氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。なお、経歴書につきましては、次のページに記載してありますので、ご参照願います。よろしく願います。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第3号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、高嶋俊彦君、並びに4番、小松熙君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。

3番、高島俊彦君、並びに4番、小松熙君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成7票、反対0票。

以上のおりであります。

よって、同意第3号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第11、同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月17日提出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字野根甲1169番地3、氏名は土居幸一氏でございます。生年月日は、昭和42年8月18日となっております。

提案理由でございます。平成28年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申されました土居幸一氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。経歴書は別紙のとおりでございます。よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、武山裕一君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。5番、武山裕一君、並びに7番、田島毅三夫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成7票、反対0票。

以上のとおりであります。

よって、同意第4号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第12、同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月17日提出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字生見102番地1、氏名は北岡智哉氏でございます。生年月日は、昭和45年9月8日となっております。

提案理由でございます。平成28年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申されました北岡智哉氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。経歴書は別紙のとおりで、ご参照願います。よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、西岡尚宏君、並びに1番、福島登君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。8番、西岡尚宏君、並びに1番、福島登君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票6票、無効投票1票であります。

有効投票中、賛成1票、反対5票。

以上のおりであります。

よって、同意第5号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意しないことに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第13、同意第6号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第6号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月17日提出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字生見168番地、氏名は大坪伊津美氏でございます。生年月日は、昭和42年1月11日となっております。

提案理由でございます。平成28年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申されました大坪伊津美氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。経歴書は別紙のとおりで、ご参照願います。よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第6号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に2番、平山照生君、並びに3番、高島俊彦君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。2番、平山照生君、並びに3番、高島俊彦君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成6票、反対1票。

以上のおりであります。

よって、同意第6号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第14、同意第7号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第7号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月17日提出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字野根甲433番地、氏名は森輝氏でございます。生年月日は、昭和38年12月4日となっております。

提案理由でございます。平成28年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申されました森輝氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。経歴書は別紙のとおりで、ご参照願います。よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第7号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、小松熙君、並びに5番、武山裕一君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。

票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。4番、小松熙君、並びに5番、武山裕一君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成6票、反対1票。

以上のおりであります。

よって、同意第7号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第15、同意第8号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第8号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月17日提出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字野根丙877番地イ、氏名は松村正博氏でございます。生年月日は、昭和36年11月25日となっております。

提案理由でございます。平成28年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申されました松村正博氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。経歴書は別紙のとおりで、ご参照願います。よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第8号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に7番、田島毅三夫君、並びに8番、西岡尚宏君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。7番、田島毅三夫君、並びに8番、西岡尚宏君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成6票、反対1票。

以上のおりであります。

よって、同意第8号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第16、同意第9号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を
求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第9号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めること
について、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律
第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月17日提
出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字河内209番地2、氏名は松村
博文氏でございます。生年月日は、昭和34年7月2日となっております。

提案理由でございます。平成28年8月25日付けの農業委員の任命に
つき、農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申されました松村博文氏を
農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。経歴
書は別紙のとおりで、ご参照願います。よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議あり
ませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第9号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求
めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、福島登君、並
びに2番、平山照生君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が
明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすこと
になっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。1番、福島登君、並びに2番、平山照生君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成6票、反対1票。

以上のおりであります。

よって、同意第9号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第17、同意第10号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第10号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成28年6月17日提出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字河内1047番地、氏名は杉本孝子氏でございます。生年月日は、昭和36年5月5日となっております。

提案理由でございます。平成28年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申されました松村博文氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。経歴書は別紙のとおりで、ご参照願います。よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第10号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、高島俊彦君、並びに4番、小松熙君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。3番、高島俊彦君、並びに4番、小松熙君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成5票、反対2票。

以上のとおりであります。

よって、同意第10号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第18、同意第11号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第11号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月17日提出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字生見142番地、氏名は森本幸大氏でございます。生年月日は、昭和57年5月9日となっております。

提案理由でございます。平成28年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申されました松村博文氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。経歴書は別紙のとおりで、ご参照願います。よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第11号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、武山裕一君、並びに7番、田島毅三夫君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

開票を行います。5番、武山裕一君、並びに7番、田島毅三夫君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成6票、反対1票。

以上のとおりであります。

よって、同意第11号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第19、同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに、提出者の説明を求めます。

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、次の者を農業委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。平成28年6月17日提出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字野根丙2414番地3、氏名は桜井良一氏でございます。生年月日は、昭和25年11月29日となっております。

議長

提案理由でございます。平成28年8月25日付けの農業委員の任命につき、農業委員候補者評価委員会に諮問し、答申されました松村博文氏を農業委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。経歴書は別紙のとおりで、ご参照願います。よろしく願いいたします。

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

この採決は、無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

ただいまの出席議員は7名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に8番、西岡尚宏君、並びに1番、福島登君を指名します。

投票用紙を配布させます。

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。8番、西岡尚宏君、並びに1番、福島登君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。

投票総数7票、うち有効投票7票、無効投票0票であります。

有効投票中、賛成7票、反対0票。

以上のとおりであります。

よって、同意第12号、東洋町農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第20、発議第1号、給食費の無償化を求める意見書の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、武山裕一君。

5番議員

(武山 裕一議員)

発議第1号、給食費の無償化を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。

提出者は私、武山裕一。賛成者は、福島、今宮の各議員であります。

本件は、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。6月14日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。趣旨説明いたします。

貧困と格差が広がる中、就学援助制度の切り下げや、消費税増税の影響で給食費未納家庭を増やすことにつながっている事態がある中、給食費に関わる補助制度に関するアンケート調査結果から、全額または半額以上の補助をする自治体は、4年前に比べて4倍以上に増えてはいるものの、自治体間格差が生じています。

また、子どもの食をめぐる問題は多様化、深刻化してきているなか、地域を理解することや食文化の継承、自然の恵みなどを理解する上で、学校給食は、食教育の生きた教材、食の教科書として、学校教育法でも教育活動の一環に位置づけられ、全小中学校で学校給食の実施が求められています。

さらに、健全な食生活のために、食育が重要な役割を果たすことをふまえ、食べる喜びと生きる力を身につけ、子どもたちの健やかな発達を保障するためにも、国の責任による給食費の無償化が強く求められています。

よって、国の責任で、給食費の無償化をおこなうよう強く要請し、地方自治

法第99条の規定により、内閣総理大臣他、議長、大臣に意見書を提出するものであります。なお、意見書案については、お手元に配布してありますので、ご参考いただき、ご審議をお願いします。

以上で、趣旨説明を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第1号、給食費の無償化を求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数(賛成:6 反対:1)であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、平成28年7月21日、県民文化ホールにおいて、市町村議会議員会研修、並びに、平成28年8月26日、北川村公民会館において、安芸郡町村議会議員等研修会に、それぞれ議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第22、閉会中の継続審査、調査の申し出についての件を議題とします。お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査、調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査、調査に付することに、ご異議ありませんか。

(自席より、なしと発言あり。)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第23、一般質問を行います。

質問時間は、1人40分以内、答弁時間も40分以内とし、一問一答方式で行います。

次に、試行として反問権を導入します。執行部は反問する場合、反問しなすと発言のうえ、挙手願います。

質問の通告が4名ありました。

初めに、福島登君の質問を許します。件名は、南海トラフ地震対策避難所運営対策の整備等について他3件であります。

答弁者は町長、副町長、課長、課長補佐となっております。

福島登君、質問を始めてください。

1番議員

(福島 登議員)

議長、質問の機会をいただき、ありがとうございます。できる限り簡素に行いたいと思いますので、皆様ご協力、よろしく願いいたします。

1つ目の質問です。南海トラフ地震対策、避難所運営対策の整備等についてでございます。

県議会6月定例会の尾崎知事の所信表明で、熊本地震の教訓に学び、南海トラフ地震について万全を期していくと述べたうえで、住民意識の啓発や避難所運営体制の整備などを挙げ、地震発生は刻一刻と迫っており、防災減災の取組をさらに加速していくことが重要だと指摘しています。本町では、ハード面の対策は着実に進んでおり、備蓄品についても総務教育民生常任委員会として現場を視察しましたが、今後、計画的な取組を進めるということでした。

そこで、次に重要なのは、避難所運営だと思います。地震、災害が発生した際には、町職員も被災することが十分に考えられ、自主防災組織や周辺住民が避難所運営に携わることとなります。このようなことから次の点についてお聞きします。

1つ目です。本町の避難所運営体制の整備状況及び住民向けの運営訓練等の開催についてお聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、福島議員のご質問にお答えをいたします。

避難所運営体制につきましては、県が市町村に対して避難所運営マニュアルを作成する補助金及びその訓練の補助金を今年創設をしております。また、県は平成23年度までに900箇所の運営マニュアルを作成することを目標としております。本町もこの補助金を活用し、マニュアルを作成したいと存じておりますので、そして、マニュアルが作成できましたら、各避難所の運営、訓練を実施したいと思っております。

また、マニュアルでなくても、避難所運営訓練というのもできるかと思っておりますので、またその辺につきましては内部で協議して検討していきたいと思っております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

国や県の制度等の確立や財政支援を待って進めたいと思う執行部の考えもよく分かりますが、避難タワーなどのハード面、マニュアルなどのソフト面全てが整ってから取り掛かるのではなしに、与えられた防災環境で今出来る防災や減災の活動を行うことが大事であって、それが過去の災害の教訓に学ぶ行動だと思えます。

次の質問に移ります。

災害発生時に、どのように物資を避難場所に配送するのか、もしくは、災害発生前に事前に配布備蓄するのか、それをお答え願います。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、福島議員のご質問にお答えをいたします。

発災時にどのような物資を避難所に配送するかにつきましては、その時の道路などの被災状況により変わってくるかと思われれます。本町においても、その備蓄につきましては、前々から常に考えておることですが、まずは今、高台にある備蓄倉庫を完成しましたので、そこへ少しずつ備蓄をしている状況でございます。

また、あらかじめ避難場所へ備蓄した方が良いとは考えておりますが、今後の防災施設の整備状況と財政状況とで勘案しながら検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)

限りある予算ですが、今後十分進めていただきたいと思っております。

再問です。県議会の一般質問で発災時、1日目に必要な水や食料は、市町村が備蓄すると県は答弁をいたしました。食料充当率ゼロの本町で、今後、どのような計画で水や食料を備蓄する考えかお聞きするとともに、発災時に公助が届くまでの間、水や食料、簡易トイレなどの必要な物資を自主防災や住民が調達し、最寄りの避難場所に備蓄する場合の県や町の支援があるかどうかをお聞きいたします。

議長 (今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長 (生松 克祐総務課長)

備蓄につきましては、以前にも検討しておりましたが、いただいた水なんですけれども、それしか今ございません。

簡易トイレとか間仕切りとかを整備し始めたばかりですので、いろんな状況を考えながら早急に対応したいと思っております。

また、水や食料というのはですね、町単独事業、町のお金でしか整備できない、県、国なんかの補助はございませんので、そこもまた内部と検討しながら早急に進めていきたいと思っております。今はこれくらいの答弁しかできませんが、ご容赦願いたいと思っております。

以上でございます。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)

冒頭で申し上げたように、県知事も刻一刻という言葉を出しておりますので、ぜひに早急に検討を進めていただきたいと思います。

課長からの答弁もありましたように、生見の防災倉庫にはですね、テント式の間仕切りや簡易テントを利用したトイレなど防災資機材が計画的に備えられています。これらが備蓄されていることや使用方法を職員の皆様、ご承知でしょうか。

一部の職員だけでなくですね、すべての職員また、住民も知っておく必要があると思います。そのあたりも含めて、今後訓練をお願いいたします。

また、本町3月議会において指摘した、住民意識の啓発については、6月の町広報誌に耐震診断、耐震補強、家具転倒防止の重要性や補助制度について新たな広報を行っております。住民の皆様にはこれらの取組をぜひ、知っていただいて、防災減災に取り組んでいただくとともに、町職員の皆様には問題意識を持って、ぜひ、取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に移ります。2つ目は、租税債権管理機構についてでございます。

安芸広域市町村圏事務組合の内部組織として、今年4月1日から業務を開始した租税債権管理機構については、3月議会の町長行政報告でも一部説明ございました。この機構は、東部地域9市町村から市町村税等また、税外債務等の移管を受け、滞納整理を行う専門組織とお聞きしています。3月議会広報でも一部説明がございましたが、今一度、住民の方にこの取組みへのご理解と公平な納税へのご理解をいただく観点から、次の点について、できるだけ分かりやすく説明を求めます。

1つ目に、機構の概要と東洋町からの税目別の委託または、移管分の税額や件数、期待する徴収額と徴収率、滞納全体と移管分の比率などについて、まずお聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡良仁税務課長)

福島議員のご質問にお答えをいたします。

この機構につきましては、今まで何度か議会で町長の行政報告とか、議案質疑の中でご説明をいたしました。

今年の4月から、芸西村から東洋町にかけての県東部9市町村で構成をされております、安芸広域市町村圏事務組合内に租税債権管理機構が設

立をされました。この租税債権管理機構とは、各市町村の滞納事案のうち、回収が困難な滞納案件の徴収を引き受けまして、差し押さえとか公売などの強制徴収の専門機関として、現在設置されております。この事務局にはですね、県または、市町村からの派遣職員、又県警OBなどを配置しまして、対応する体制を整えています。

今後、当機構では、市町村から引き継ぎを受けた事案について随時、催告と財産調査を行ったうえで、強制徴収、給与、不動産等の差し押さえなど、滞納整理を進めていくことになっております。

本町から4月15日に租税債権管理機構への移管による事前予告書を約180件を発送しております。その中から、多額の滞納者、納税相談のない方、また、滞納額が減っていかない分納者など、選択をしまして、80件の案件を機構へ移管しております。その後、本月6月1日付で、租税債権管理機構から徴取引受通知書の通知がされております。

細かい数字になるんですけども、お答えをさせていただきます。

まず、東洋町からの委託する税目でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、国保税の4税を委託することになっております。それと、移管分の額や件数でございますが、機構への移管分の額につきましては、本税ベースで約3300万円、督促料、延滞金を合わせまして約3600万円を移管しております。

次に、機構への期待する徴収額と徴収率でございますが、町税、町全体の滞納額ですが、4税で現在約4800万円ございます。その滞納額の約30パーセント、約1千万円を機構の方に徴収ということで期待しております。

現在、本町では滞納の徴収率は10パーセント前後でございます。

次に、滞納全体と移管分の比率でございますが、滞納額全体、本税ベースでございますが、4800万円、移管分が約3300万円ですので、比率につきましては、約68パーセントとなっております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

次にですね、今年度移管対象となった税目以外の公営住宅費や保育料、介護保険料等の滞納分について、今後、移管する考えがあるかお聞きします。

議長 (今宮 裕明議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)
福島議員にお答えをいたします。
債権管理機構もスタートをしたばかりでございます。課長答弁のとおりでございますけれども、滞納整理に困難な事案を含め欠損処理に至るまで、納税の義務を果たさない事案の法的な措置を組織としてより効果的に実行していくことになるわけでございます。税を含む納付されるべき全ての債権につきまして、整理をしていく必要があると考えております。
町税等の整理が一定の効果を上げた段階では、ご指摘の案件も負担の公平性という観点からも当然に移管すべき案件につきましては、精査して移管をしていくという方針でございますので、よろしく願いいたします。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)
3つ目の質問です。
先日、専門家をお招きして税徴収等についての講演会が開かれましたが、本町として特に参考になった、または、今後、取入れたい取組等があればご説明願います。

議長 (今宮 裕明議長)
安岡税務課長。

税務課長 (安岡 良仁税務課長)
福島議員のご質問にお答えいたします。
先日、元都庁職員の先生をお招きしまして講演会を開催いたしました。色々参考になった面もあります。それを含めて答弁をさせていただきます。
まず、税務行政の一般的な考え方でございます。行政は、一般的には住民に対するサービスの業務がほとんどでございますが、税は、住民に対し法律を根拠に、一方的に負担を強制するものでございます。また、税の徴収は、費用対効果だけではなく、公平を維持することが重要でございます。

公平を維持するためには、強制徴収が不可欠であります。滞納者からの反発は避けることができない状況にあります。担税力がありながら、納税の説得に応じない滞納者に対しましては、強制的に負担を強いなければならないし、給料や預貯金、不動産を対象に差押えなどを行いますと、当然、滞納者からの反発もございまして、今後の滞納処分を執行するにあたりまして、住民の皆様、議員の皆様のご理解をよろしくお願いをいたします。

また、今後の税務課の取組としまして、現在、考えておりますのは、まず1点目でございますが、毎年税務課から東洋町外の滞納者の方に催告書を送付をしております。ですが、郵便で返送される案件が数十件ございます。この滞納者の逃げ得を許さないためにも、厳格な滞納者の実態調査に行いたいと思っております。また、元東京都主税局の課長をお招きしまして、先般研修会を開催しました。お聞きした中で、滞納整理を行っていくうえで、やってはいけない4悪の説明を先生から受けました。

1つ目は、納税義務者の自宅へ集金に行くこと。これにつきましては、高齢者とか障害者を除きます。

それと2つ目につきましては、安易な少額分納を認めること。これにつきましては少額分納を認めることにより、滞納額が減らない、逆に現年分が残って滞納額が膨らんでいくということです。

3つ目は、延滞金を取らない、それと4つ目は、時効を出すことなどの4悪をしてはいけないとの説明を、先般、講演会で説明を受けました。この4悪を今後、税務課の課題とし、取組んでいきたいと考えております。

また、この4悪の中で、地方税法第18条の規定によります、安易に時効を出さないことを、これも課題にしていきたいと思っております。

滞納者のなかには、生活困窮で払いたくても払えない方がおります。この方につきましては、実態調査等を行い、地方税法第15条の7の規定によります執行停止の処分等も進めていきたいと考えております。この執行停止処分と言いますのは、今後税金の請求、また、差押えの処分も行わない処分のことを執行停止といいます。

今後、税務課では、納期限に納税していただいている多くの住民の皆様との公平性を確保するため、厳正かつ迅速に滞納整理を進めていきますので、住民の皆様のご理解とご協力をよろしく申し上げます。

ということで、答弁に代えさせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

この質問の最後にですね、1つだけ再問したいと思います。

今、課長の答弁もありましたが、移管していない滞納についてもですね、独自の取組を強化するとともにですね、以前にもこの議会の中で指摘しましたが、今回専門家の意見にもありましたようにですね、業務のマニュアル化や業務のチェックリストの作成等を進めることが重要と考えております。

配布いただいた資料の中にですね、業務到達度チェックリスト、これは大変参考になると私も思いますが、その辺り課長の答弁をよろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

福島議員のご質問にお答えをいたします。

先般の議会でも、チェックリスト等々を作って、滞納整理を進めて言うてはどうですかというご質問もございました。

これも含めてですね、今後の税務課の課題としていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

次の質問に移ります。3つ目の質問です。

民泊の取組みについてでございます。地域再生の1つの手段として、交流人口の増大による定住促進への期待もある、民家宿泊体験、民泊による教育旅行誘致に取り組む地域が増えて参りました。5月25、26日の2日間、本町で初めて民泊の受け入れを行いました。

そこで、民泊とはどのようなものか、今回行われた民泊の内容と成果、今後の課題についてお聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)

福島議員の質問にお答えいたします。

今回、安芸広域組織東部観光協議会の主催によりまして、5月25日から27日までの日程で教育旅行として、大阪府松原市、松原第3中学校の3年生169名を東部地域全体で受け入れをいたしております。本町では25日の民泊で10戸のご家庭に協力していただき、34名の生徒の受け入れをしております。

民泊の内容としましては、各家庭で一緒に料理を作ったり、海洋体験などをして交流をしております。また、26日は、東部地域の各地で各種の体験をしております。その中で、本町ではサーフィンスクールとパドルボードを体験しています。最終日の27日は、169名の生徒、引率の先生15名が白浜海岸でレクレーションなどを行い、その後海の駅を利用させていただいております。

また、来年度には、東部地域で大阪、東京の中学校、高校の4校、約600人の教育旅行の受け入れが決まっていますので、本町での民泊の受け入れ家庭や宿泊施設の登録を増やし、より多くの生徒が受け入れできるようにしていきたいと考えております。

以上です、よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)

すでに、再問は考えていましたが、今、答弁の中にもございました。もう来年、すでに決まっておりますので、その辺り強化するようによろしく対応をお願いいたします。

最後の質問に移ります。マイナンバー制度についてでございます。今年1月に、利用開始されたマイナンバーのカード申込み状況と、行政手続きにおける利用状況についてお聞きします。

議長 (今宮 裕明議長)

田岡住民課長補佐。

住民課長補 (田岡 いずみ住民課長補佐)

佐 福島議員のご質問にお答えします。
マイナンバーカードの申し込み状況について、5月31日現在、申請件数は162件、交付件数は118件になっております。行政手続きにおける利用状況につきましては、窓口での本人確認の時に免許証をお持ちでない方がマイナンバーカードを本人確認書類として利用を行っております。
以上です。

議長 (今宮 裕明議長)
1番、福島登君。

1番議員 (福島 登議員)
昼が迫っておりますが、もう一言だけよろしくお願いします。
マイナンバーの申請が低調な理由にですね、マイナンバーカードの利便性などがまだ理解されていないことがあると思います。本町はですね、写真館や証明写真ボックスがない東洋町においてですね、お年寄りが手続きできない、しにくい環境にあると思います。
申請促進策としてですね、役場で無料撮影をするなどのサービスができないか、それとですね、マイナンバーカードの使用期限というものがあると思いますが、その際に発行費用はどのようになるか、その2つをよろしくお願いいたします。

議長 (今宮 裕明議長)
田岡住民課長補佐。

住民課長補佐 (田岡 いずみ住民課長補佐)
福島議員の再問にお答えします。
まず、写真撮影についてですが、福島議員のご指摘のとおり特に高齢者の方にとっては、写真撮影をしなければならないことも申請の阻害要因の1つになっていることにもあるのではないかと思います。
写真については、どのような形で実施できるか検討しなければなりませんし、周知も必要となってきますので、ある程度の時間を要すると思いますが、実施の方向で検討していきたいと思っております。
続きまして、マイナンバーカードの交付手数料についてですが、マイナンバーカードの有効期限は20歳未満が5年、20歳以上の方は10年となっております。マイナンバーカードの5年後、10年後の更新手数料については、

昨年度より交付が始まったばかりで、国も交付手数料についてはまだ方針を決めておりません。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

1番、福島登君。

1番議員

(福島 登議員)

今後も様々な面でできる限りの住民サービスをお願い、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)

福島登君の質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩をいたします。

再開は13時30分をお願いします。

(休憩時間:11時52分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:13時30分)

続いて、西岡尚宏君の質問を許します。

件名は、児童、生徒の就学環境について他、1件であります。

答弁者は、教育長他となっております。

西岡尚宏君、質問を始めてください。

8番議員

(西岡 尚宏議員)

それでは、一般質問をさせていただきます。

1、児童、生徒の就学環境について。高知県内の18歳以下の子どもで、ひとり親家庭や生活保護世帯など厳しい環境で生活している子どもの割合は8人に1人で、中学校卒業後の進路にも差が出ているとの調査結果が出ています。子どもたちの将来が、その生まれ育った家庭の事情に左右されないような支援をしなくてはならないと思うが、本町の就学児童、生徒の状況はどうか、また、そのような家庭への支援をしているかお聞きしたい。

議長

(今宮 裕明議長)
奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

西岡議員の質問にお答えいたします。

本町の就学児童、生徒の状況及び支援について、厳しい環境で生活している子どもは、小中学校で3割程度おります。その子どもたちへの支援は、就学援助費として新入学学用品費、通学学用品費、学校給食費、修学旅行等の援助をしております。

また、小中学校全体の給食費8割補助及び児童、生徒、学生等入学支援金、小中高に10万、専門学校及び大学校等に20万円を行い、専門学校、大学校等育英生には、ふるさと創生育英資金貸付事業を実施しております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

8番、西岡尚宏君。

8番議員

(西岡 尚宏議員)

今、お聞きしましたように色々な支援をしているようですが、本町のように少子高齢化が進んでいる町には、子どもは宝ですので、子どもの将来を見すえて、充実した支援で、格差がないようにお願いしたいと思います。

これで1問目の質問を終わります。

2問目の質問です。

放課後学習支援事業の実施状況について、当初予算で説明のあった、児童、生徒の学力向上を目的とした放課後学習支援事業について、各学校の取組み状況をお聞きしたい。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

西岡議員のご質問にお答えいたします。

小学校では両校に1名ずつ配置し、複式学級の対応や個別指導による授業の実施、放課後の補習、夏休み加力学習及び宿題教室等を実施する

予定で計画となっております。中学校では両校に1名ずつ配置し、教員の補佐として授業対応や個別指導による授業の実施、放課後部活前に補習、夏休みに加力学習を実施する予定となっております。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)
8番、西岡尚宏君。

8番議員

(西岡 尚宏議員)
色んな支援をしていただいているみたいですが、保護者の方は、学校以外での学習支援も強く望んでいると思います。引き続き、充実した学習環境づくりに、励んでいただきたいと思います。
以上で、私の一般質問を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)
続いて、高島俊彦君の質問を許します。

3番議員

(高島 俊彦議員)
それでは、私の一般質問を始めさせていただきます。3問ほど質問いたしますので、よろしくお願いいたします。
まず最初に、DMVの導入状況についてお聞きします。JR北海道が開発を断念した、鉄道と道路の両方を走れる車両DMVの阿佐海岸鉄道への導入に向けて、徳島県、高知県、海部郡3町と本町で組織する、阿佐東線DMV導入協議会が5月26日に徳島県庁で初会合したと報道されました。全国初の営業運行に向けて、課題が山積していると思いますが、どのようなスケジュールで導入を検討しているのかお聞きいたします。
よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)
それでは、高島議員のご質問にお答えいたします。
阿佐海岸鉄道のDMVの導入につきましては、まず導入協議会が議員のおっしゃられたとおり、首長レベルで初めて開催されました。その協議会の

内容は、開発の経緯、これまでの取組み、今後の調整事項でございました。そのうち、今後の調整事項の協議は、車両の作成、運転保安システムの導入、DMV施設の整備、バスモード時の運行管理及び既存のバス会社との連携等様々な課題を検討しなければならないことから、それらを検討する、踏み込んでいく初期の段階でございまして、導入時期につきましてはまだまだ協議されておりません。

しかし、阿佐東線にDMVが導入された場合、世界で初となることから、観光資源などの面で国民にとって魅力のあるものになるもの、また地域の活性化、地方創生などの面においておおいに活性化できるもの、さらに運営コストの面において、縮減が期待できるものと考えております。現在、スケジュール等については、お示しできる段階ではございませんので、今後、分かり次第報告します。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

高畠俊彦君。もとい、松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

ただいまの課長答弁のとおりでございますが、私からも補足の答弁をさせていただきます。

現在の状況は、まだまだ解決すべき課題が多々あるという認識でございます。DMVは、鉄道の輸送コストの削減と阿佐東地域の新たな観光資源となるということから、また、防災対策としての交通手段としてレールの確保という意味合いもあるわけでございまして、導入を目指してきたところでございます。

国のDMV技術評価委員会が再開をされまして、昨年10月に一定の条件はあるものの、技術的には特に問題なしとの中間取りまとめを出しております。この取りまとめを受けまして、阿佐東線での実用化はこの条件を満足するものというふうを考えております。

今後、さらに国や自治体、関係機関との協議を進めていくこととしております。ご質問の協議会立ち上げということでございますけれども、これもその方針に沿って設立をしたばかりということでございます。まだまだ諸条件のクリアを検討していく段階でありますことから、先ほどの総務課長の答弁のとおり、具体的スケジュールまではお示しできる段階ともなっていないということでございますので、ご理解をよろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)
高畠俊彦君。

3番議員

(高畠 俊彦議員)

このDMV導入については、全国初の取組みであり、じり貧の東洋町にとっては、新しい事業に取り組むことは当然必要なことだと思っております。

しかしながら、導入にあたっては、東洋町もそれなりの分担金を出さなくてはいけないだろうし、赤字になれば補助金の割り当てもあると思います。住民も関心を持っていますので、検討段階から住民に対して十分な説明をしていくようお願いをして、次の質問へ入らせていただきます。

2つ目の質問であります。

東洋町における地方創生事業について、お聞きいたします。本町の地方創生の取組みとして、今年3月に、東洋町まち、ひと、しごと総合戦略が策定されました。この計画は、平成27年から31年までの5カ年計画として、人口減少対策、少子高齢化対策を掲げていますが、本町の総合戦略の基本的な考えや、どのような支援をもって人口定住対策を実施していくのか、また、平成28年度の目玉となる本町の地方創生事業は何かお聞きいたします。

議長

(今宮 裕明議長)
大坪総務課長補佐。

総務課長補佐

(大坪 靖幸総務課長補佐)

高畠議員のご質問お答えします。

東洋町まち、ひと、しごと総合戦略につきましては、人口の現状と将来の展望、地域の実情に応じた今後5年間の施策を策定したものとなっております。2060年東洋町の人口を2千人維持することを目標に掲げ、雇用の創出、新しい人の流れ、子育て支援など分野ごとに地方創生に取り組んでおります。主な事業としましては、子育て世代への支援策では、保育料の無償化、出産奨励金、入学支援事業などがございます。産業振興策では、商工持続発展事業費補助金や地域活性化プラン支援事業費補助金などの創設によりまして、雇用の促進や起業を目指す方々を支援しております。

また、観光振興策などでは新たな取組みとしまして、5月25、26日は修学旅行生の民泊の受入れがございました。今後、移住定住に向けて、空き

家などの活用及び移住希望者向けの相談体制の強化を図っていく必要も
ございます。

続きまして、28年度の目玉事業でございます。

野根川の生態系調査や魚道の改修などを補助対象事業としまして、国に
地方創生推進交付金実施計画書を提出しているところでございます。国の
補助率は2分の1ではございますが、採択されましたら野根川周辺の環境
保全、観光振興及び地域活性化など、雇用の創出に繋げて参りたいと考
えております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)

目標は、2060年度までに町人口を2千人維持していく計画としている
が、人口減については3月議会でも触れましたが、2、3日前の話でありま
すが、あるお父さんが2人の息子の仕事がじり貧で、このままでは東洋町で
住めなくなるというようなことを2人とも年頃なので、家庭を持てば町に貢献
できるのにと、そういうようなことをぼやいておりました。1人でも人口を減ら
さないためのきめ細かな政策を期待して、次の質問に入りたいと思います。

3つ目の質問であります。

津波避難路の未整備地区についてお聞きいたします。甲浦保育園の高
台移転との兼合いで保留状態になっている避難路の整備計画について、執
行部の考えを聞お聞きいたします。西3区の避難路であります。この周辺の
地区は海に近く、津波がすぐに来るところであるので、早急に整備を求めた
いと思いますが、考えをお聞きいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

それでは、高島議員のご質問にお答えをいたします。

西3区の燃料タンク付近の避難路につきましては、ルートの整備の内容
の検討、また補助金、起債、借金ですけれども、財源状況を勘案しながら早
急に対応して参りますのでご理解をよろしく願ひいたします。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)
高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦議員)
再問いたします。

今年に入り九州、熊本での地震、また、昨日は北海道、函館での震度6弱の地震が起きました。南海トラフ地震も発生指数が70パーセントから73パーセントに上げられました。

この地区の住民は、なぜ周りの地区の避難路は次々とできあがっているのに、1番早く津波が来るところであります。なのに、私たちの所がなぜ、できないのか、不安に駆られております。設計もでき、避難路を作ることになっていたと聞いております。甲浦保育園の高台移転で保留状態になったのであれば、その時点で地区民に報告をすべきであります。私は今までの定例会で、何回もこの報告ということは指摘してあります。今回のなるべく早く作るという答弁でございましたので安心いたしました。なるべく早く1日でも早く作っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長

(今宮 裕明議長)
高島俊彦君の質問が終わりました。

続いて、田島毅三夫君の質問へ入りますが、通告書を確認しましたところ、質問6と7については、前回第1回定例会で認めなかった質問と同内容の通告でありますので、この質問は認めません。

したがって、質問1「区長制及び自主防災組織の持ち回りを選任制に改正する件」から質問5までの5件について、質問を許します。

答弁者は、町長他となっております。

田島毅三夫君、質問を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)
その6番、7番については、その時、話しましょう。

それでは、1番から質問に入らせていただきます。

通告1、区長制及び自主防災組織の持ち回りを選任制に改正するという提案でございます。

その中の1つの1番目の質問として、区長制を選任制にする提案の件、現在、東洋町はですね、区長は主人の名前で登録し、実質的には奥さんが活動している場合が非常に多くなっております。それとまた、1年交代なので活動にもですね、責任感や計画性にも管理もなかなか発揮がしにくいというところがあります。

今回の熊本のことについてもそうでございますが、東北でもそうです。責任者が特定されていない自主防災組織は機能しなかったと、こういう新聞報道もありました。逆に、それがカチッとできているところは、犠牲者がゼロだったと、こういう指摘のところもありました。新聞報道された年齢や体力、通信技術など難しい問題はありますけれども、まず、区長を選任制にして、各区が団結できるように求めたい。そうすれば、災害対策や避難、防災計画も実行性のある組織対応ができると考えていますが、町長の考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員に、お答えいたします。

この区長制の選任制ということでございますけれども、どなたが選任するのでしょうか。

町が選任するということであれば、それなりの責任感ということもありますし、なかなか難しい部分があるのではないかなと、いうふうに思っております。現在のように各地区から選出と言いますか、届け出をしていただいて、いろんな配布物も含めてですね、いろんな行政機能を依頼しているわけでございます。

ですので、今までどおりのですね、現在の区長制ということに、変更は今のところは考えておりません。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

町長、町長。ちょっと確認します。

今のは、反問ではないですね。

(議席より、ないですと発言あり。)

7番議員

わかりました。

7番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫議員)

意味がわからん。

町長は、そう言われました。

ごめんなさい。ちょっと、言葉足らずですみません。

私の選任制というのは、地区の中での選任なんですよ。

これをお願いしてから、今言うように、やっていただけたらどうかということでございます。

去年の9月議会の質問に、この時に、総務課長からこういう答弁がありましたね。そういう避難場所ごとに結成した自主防災組織は、それは可能であると。しかし、自主防災組織は防災計画は作成できるが、住民票を全員分出さなければいけないとか、あるいは、本体の自主防災組織の整合性と言いますか、それを整えなければいけない、そういう問題があり、また、そういうところである分については、住宅耐震やガラス飛散防止など、色々な制約が出てくると、こういうことで、なかなか厳しいという答弁がございました。

これは、結局、しかし、私の言ったそういう、小さな小グループでも、今の自主防災であっても同じなんです。だから、私が言っているのは、今、現在の自主防災組織で対応できるのかと。

例えばですよ、自主防災組織の数が、東洋町に40組織あるんです。そして、避難場所の数が64箇所あるんですよ。そうなったときに、ある自主防災組織は2箇所に別れる、ある自主防災組織は3箇所に別れて逃げるという場合もあるんですね。その時に、ひとりの自主防災組織の責任者は、そういう避難場所ごとに別れて、分散して逃げる場合も統括がどうやってとれますか。そういう心配をしているんです。それが、今いう熊本やら大船渡の方のあちらの方での実証であって、結局、そこはカッチリできていたところが助かっていると。

しかし、おおまかな形だけの自主防災組織でやっていたところは、ほとんどやられたと、こういう結果が出ているんです。そういう意味からも私はその自主防災組織をカッチリと、ひとつのところは三箇所に別れていくようなことであれば、その別れていくグループ、グループに、あるいは、枝番でも構いませんし、要するにグループを作って対応していかなければ意味がないと、こういう意味の質問です。

もう一度、答えてください。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員の再問にお答えします。

区長制ということをご提言しておられますので、区長制というのを誰が選任するのかということをごさいますして、先ほどの再問では、それぞれの地区の中で選任すると、これは今も同じことをごさいますので、町が関わる区長制については、まったく変更する考えはないということをごさいます。

当然、自主防災組織につきましては、それぞれに温度差があるということも事実をごさいます。様々な町からの支援事業も、そのような要望の強いところからやっていかなければならないという状況にもありますので、ご指摘の件も懸念はされますけれども、一生懸命に取り組んでいるところから、やはり啓発活動も含めまして取り組んでいくということは、これまでも何回も答弁してきたことをごさいます。

以上をごさいます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

私が言ったのは町長、持ち回り制を選任にしましょうということなんです。

今、現在、1年交代の持ち回りになっているのを選任にして、任期も何も決めてですね、そういうほの

(議席より、強制はできんとの発言あり)

いや、ほんで、そういうことは、

議長

(今宮 裕明議長)

議席とのやり取りは、やめてください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それは、よそのところでは、自治体がそういうことを決めて行くことはできませんと、こういつて総務課長からも聞いています。そういう形でね、やっていかなければ、これはなんぼ今の自主防災をしても形だけではいけません。

それから、どういたしますか、この問題が解決しない限りは、東洋町の防災

あるいは、避難計画というのは、これは前には進みませんよ。どうですか、今、先に私が言ったみたいに、1つの地区に1つの区があって、自主防災組織ができていて、いざという時に、3つ逃げる、2つ逃げるというようになったときに、誰がどのように統制するんですか。例えば、私は、その逃げる場所ごとに1つ1つのグループを作って、それにまた上に区長があって、区はあってもかまんですよ。そのごとにA班、B班でもかまんわけですよ。そういう形のものを作っていかなければ、そして、それができたらみんなが助け合いしてから、あるいはまた、その避難場所を普段そのグループで管理もできていくんです。この避難路もちゃんと自分達で管理ができるんです。そういう体制に作らなければ、この64ある避難場所に40の体制では、なかなか間に合わないということです。

町長、申し訳ないが、もう1回だけ簡単をお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

田島議員のご質問にお答えします。

2つに分けて、回答したいと思います。

まず、区長の選任につきましては、過去に何度か同様のご提案をいただきました。が、本町としましては、各地区それぞれ区長を決定する場合には、様々な地区の現状に対する考え方、人選があると思われまます。それを選任制にするとんでも、行政としてはどうしても、その地区から選任していただかないといけない場合が多々あると考えております。その場合、現在の区長の決め方と選任制を比較した場合、今の現状と変わりがないのではないかと考えております。

また、ある一定の責任と仕事が伴うわけでありまますが、それらを長期に渡りこなしていくのは、大変なご苦労だと思われまます。そのような考えに立った場合、おそらく区長になる期間、サイクルというのは、現在とそう変わらないと考えている次第でございます。よって、それらを考慮した場合に、現状でいいのではないかと思う次第でございます。

また、自主防災組織のことにつきましては、各地区、例えば東地区なんか、1から5地区までございます。それぞれ、避難ルートも避難路も確保してございまして、いろんな逃げる選択肢というものも設けるために整備してございまして、ですからそこで、あそこに逃げる、ここに逃げるというような混乱は

生じないだろうと思っております。また、責任者を置きますと、やっぱりかなりの住民の方に苦勞を伴うというところもあると思います。ですんで、今後です、様々な状況を考えて、そういうことになろうと、して欲しいと要望があれば、そのようにいたしたいと思っております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

次の質問に移ってください。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

それでは、2つ目の質問に入ります。

自主防災組織を小グループに再編し、責任者を選任するという提案でございます。

先ほどの質問と続きになりますけれども、課長は、今、そう言われましたね。ただ、話し合いはすることについては、何ら問題はありません。行政が、そういうことを各区あるいは、地区にですね訴えて、集まっていたいてね、今後どうしていくかと、問題点やら色々そういうのを協議したうえで、これから今後どうした方が一番いいか、という話し合いから入ったらいんですよ。そこまで止めたものではない法律は。だから、そういう主導をしてからね、みんなと話し合いして一番救助率のいい効果のあるそういう体制にしなければならぬということでございます。5分で来るんですよ津波は、一番近い所はね。また、どれぐらいの大きさが来るかわからん。その時に、今、体制がまだはっきりしていないことは、大変なことなんです。そのためには、やはりまず、小さいところから1つずつカチカチしていく、そういう体制づくりをしなければ、いざの時には間に合わないといえますか、効果が出ない、そう思っています。そして、そういう方達が、今いう、これは次の2問目の質問と重複しますけれども、そういう方達が自分達の考えを守備範囲として色々なデータを集めていただく、近所のね。そういう体制を作りたいというのが私の質問でございます。

総務課長、もう一度答弁してください。

議長

(今宮 裕明議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)

田島議員の質問にお答えいたします。

自主防災の責任者につきましても、先ほどの同様の趣旨でございまして、先ほど避難所マニュアルっていうことも話させていただいたんですけども、そこで県がですね、モデル地区として、安田でマニュアルを作成するにあたって、そういう協議を住民の皆さんと行った経緯がございます。その時のやり取りでは、やはり住民の皆さんがかなりの責任を持つというところで、かなり議論がなかなか前に進まない。誰がするんだ、どうするんだといった話で終わってしまう、責任者までいかない、っていうようなところもございます。ということは、かなり責任が重いということも住民の方よく分かっているんですね。そこで責任者を決めるとかいうことになれば、やっぱりかなりの負担が伴うと思っております。って言っても、話し合いは、したらいんじゃないというような話がございましたので、行政として、そういう話がしなければならなかった段階におきまして、そのように検討して参りたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

平行線になりますね。

ただ1点だけ、言うちよきます。住民責任がどうこう言われましたが、それはこの組織にしなくたって、今の組織のままでも同じですよ。今の持ち回りの中でも責任は出るんですから。ね、同じ責任なんです。それ1点言うちよきます。

それから、色々問題点があって、それをどうするかこうするかという大きな問題があると言いますが、それをまとめていくのが自主防災なんですから。自分達で作った自主防災の中で話しあいなんですから。それを行政の方が難しいやて言う必要はない。その問題点を自主防災の中で話し合いしてもらったらいんですからね。これで、一応1問目の質問を終わります。そのまんまでかまいませんか。

議長

(今宮 裕明議長)

はい。

(田島 毅三夫議員)

2つ目の質問に入ります。

要介護支援事業の変更を求めるという題で、2、3点質問させていただきます。要介護支援事業が機能していないという、この問題をどうするかという趣旨の質問です。

2月29日の新聞には、要介護者避難支援の個別計画は、全国の市町村の12パーセントしかできていないと報道されました。本町では、600人、これから今言う希望してない方入れたら800人になるか分かりませんが、そういう該当する要介助支援者に該当する方がおられると聞いておりますが、この方たちをどうやって避難支援するのか。一緒になって介助して避難させるのか、するのか、大事なことなんですよ。それを28年度の計画内容が、27年度には、それはまだ完全にできていない。28年度にそれを前進させていく、そして、できた資料を自主防災組織に提示してそこで協力し合って進めていくと、こういう答弁がありました。9月でしたかな、去年の。その後、この問題はどうなっているのでしょうか。担当課長にお聞きしたいと思います。

そこで具体的にですね、要支援者は何人おられるか、600人と聞いておりますが、それから、私が言っているのは、今いう、希望者でない方達も入れたらどれくらいおられるか。それから、その人たちを支援していく方の人数は、どれくらい確保できているのか。それから、これは私の考えでは、1対1でないと機能しないと思っているんですよ。1人が2人、1人が3人を支援するとなったら、これはとてもできない。だから、600人おれば600人の支援者がいると、こう私は思っているんですが、その確保はできているのでしょうか。

それから、そういう今いう、誰が誰を連れて、どのように連れてどこへ逃げるかという避難計画はできておりますか。できていたら計画書を見せていただきたい。通告の中に出いちゃったんですから計画書が出ていませので、今でもかまいません。もし、出るようやったら今見せてください。

そして、もう一つ、その支援者は近所の人か、遠方なら津波到達までに来られるかという心配もしております。例えば、ある地区のところへ、Aさんという方がおられる。しかし、その周りに家がない。さあ、どうするか。ほんなら、町からあるいは、隣の町からある役場の職員さん、消防所の方が車に乗って応援に来ると、こういう計画が仮にできていたとしたら、これは実際可能ですか。こういうことができるのがね。だから、私が言っているのは、やはりカチツとした計画をしていますか。確認させていただきたいと思えます。

課長、お願いします。

議長

(今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員に、お答えします。

まず、27年度、28年度で今順繰りに事業を進めていっております。それは後ほどお話いたしますけど、まず、数字的なことから話ししていきたいと思います。

今まで、一般的に800人という数字で話をしてきた、あるいは、600という数字で話をしておりますけれども、直近の対象者、支援を必要とする対象者は、759人おります。それと、登録されておる方は518人。その518人の方が、指定しておられる支援される方の人数が、49人です。近所という定義が出てきますけれども、向こう三軒両隣というものが近所であるならば、ほとんどがその外部の人になります。その49人。それと、個別計画についてはですね、病歴であるとか、投薬情報とか、誰がどっから避難して、どこへ逃げるといような、見方によればほとんど個人が特定できますので、それはお見せするわけにはいきません。

なお、防災関係者に提供するものについてもですね、名簿だけです。それ以外のデータは提供しません。ですから、どこにどなたがおるかというデータは提供します。それと、去年から改めて始めてるのがですね、実質的な前回からもお話しをしてると思いますが、支援される方があまりにも複数、同じ方が複数おったりですね、実質的に用をなさない状態ですね、それ今、全部作り直していっています。改めて。確認を取りながら。28年についてはですね、まず、白浜地区からやって、27年ですね。今年はですね、中町と甲浦東で、もうすぐ西の方へも進めて、できるだけ早く進めていくようにと計画をしております。

ご質問については、これが以上になると思います。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

今現在、作り直していると、しかし、私が言っているのは、49人しかいな

い方が、759人を支援、あるいは、またこの800人ですよねその。ごめん、間違った。登録者518人。またそれ以外の方入れたら759人。私はその759人まで含めてという頭をもっているんで、1人も残さない、被害を起こさせないということでね、そうなったときに、この49人の分母でね、これをどんなに検討するんですか。この今言う、49人が490人、500人となるのであれば、これは私は作り直しているのを期待して待つのですけれども。分母が49人で、分子が759人、518人あるいは、759人、どうやってやるんですかこれを。だから私は机上論だと言っているんですよ。机上計画では駄目だと。だから実質本当に来たときに1人も残さず、その人たちを介助して連れて助ける。そういう計画を作らなければいけないと、何回も言ってきました。しかし、それをまったく前に進まない。何やらかんや言って、前に進まない。158万何千円でしたかね。予算が出てますね。以前は2百なんぼ出てたんですよ。そういうお金は本当に無駄使いになるから、もう一度考え直してくださいと。修正し直してくださいと言っているんです。

もう一度、2つ目の質問として、重複しますが、お聞きしますが、1人で連れて逃げれる最低やっぱり1人ですよ。課長ね。もう2人3人は無理ですよ。じゃ、その方がもし万が一、そのおうちのところへ来れなかったらどうするんですか。この計画も考えていただきたい。もし万が一、担当していた人が何かの理由でそこへ行けなかった場合はどうするか、このこともよく考えて計画してください。

それからまた、支援者が行くという計画を立てちよつても、あるいはまた、自分の家族のこともあったり、あるいは、道路の問題があったり、なかなか行けない場合も出ますが、こういう時の二次的なものも一緒に考えちよつてください。計画してください。

それからもう一つ、今、毎年毎年ずっとデータ集めておりますけれども、そのデータというのは年に一遍取ったデータでは意味なさんのですよ、これは。というのは、体調とかそういう家庭のことというのは、これは日々、刻々変わるものですから。だから、それはやはり、日常普段からその人と会って、その家庭の状況を知って、話をして一緒にがんばれまでとは言いませんが、それぐらいの身近な人が一緒になって計画していく。で、いざという時には、ここにこう来るきん、お前らここに出ていっちょよ、わしらはこう来るきんなというような形までのね、そういう計画を立てておかなくては意味がないとこう言っているんですよ。

どうでしょう。そういう形の支援計画を立てていただけるかどうか、課長にもう一度お聞きします。

議長

(今宮 裕明議長)
光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)
お答えいたします。

まず、順番にお答えいたしていきますけれども、まずは、議員は1対1を想定されておるようですけれども、個別の計画を立てるときには、当然、各本人から支援される方を記載して、基本的にはいただいております。ただ、書式上は3名記載できます。あるいは、それ以上記載していただいても問題はないわけです。

(自席より、ひとり3人以上ですねと発言あり。)

書式上は3名まで記載できます。ただ、それ以上記載していただいても不都合はありません。

また、同意書なりを取って行っておるわけですけれども、その同意書の中にですね、簡単に言えば、支援者が来れない場合、動けないときもありますと保障できるものではありませんという言葉も入れてあります。それで、同意をいただいて、それでもいいから支援をしてもらおう人はこうこうおりますというふうに数字データをいただいております。それとですね、実質的にはですね、その部分を捕まえて支援者名がゼロやから、受付できませんということをやったら、ほとんどができなくなってしまう。現実的に。ですから、少なくとも、どこにどなたが、どういう方がおられるかというデータを取ること自体、無駄ではないと考えていますので、これで進めていっておるわけですけれども、あと1つ言われました日々状況はその方達は変わるということについてはですね、これまでは、不定期的に確認はしておったと聞いておりますが、27年からは、社協のヘルパーであるとか、包括とかですね、名簿を基にしてですね、その情報で整理をしていってます。状況はどうなったかとか、どうなってきたおるとか。ただ、年に何回も実際はできんところはあります。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

7番議員

結局ほら、そういう万が一の時のオッケーをもらっている、了解を取っているとかね、それから、そういうことができなくても仕方ないとか、あるいはまた、ヘルパーさんが了解をとってくれる、やってくれるとか色々言われていますけども、ヘルパーさんでは大体女の人が多いんですよ。そういう女の方がね、やっぱり、そういうよその家のところまで行って、体の大きな人をどうやって介助しますか。現実的な話ではないんですよ。

これは言いますけれども、私はその、1人も犠牲者を出さないと、あなたが言われるように、来れなんだからすいませんねというようなことであれば、見捨てたことになりますからね。だから、そうならないような計画を練らんといかんと言っているんですよ。

そのためにはどうしたらえいかということで、私が先程から提案しているが、小さなグループを作って、日常普段からほの箸の転んだことも、おかずが何かわかるぐらいまでの範囲の中でね、ほの逃げる避難場所に連れて逃げるグループを作って、そこで逃げてきましたと、大船渡で成功しています。そこはゼロでした。被害者が。そういう形をしませんかと、こう言っているんですけども。これは、課長の独断では無理ですか。あんまりキツイことを言うてもいきませんね。

2つ目の質問に移ります。

③のところを、1つだけ教えてください。

この形で、どれくらいの人が一時的避難といえますか、分かりません。私は、全員を避難していただきたいんですけども。仮に、その避難したときに750人もおるといふ、そういう要介護者の方をどのようにして避難場所で、おっていただけるか。雨の日もあるかもわからん。天気が悪いところも。あるいは、寒い時もあるかもわからん。そういう時には、どのような対応されるかということまで、これは計画しているんでしょうか。今回のこのデータの、この中でね、この事業の中でそこまでやっているんでしょうか。

その1点だけ、教えてください。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

田島議員にお答えしたいと思います。

まず、その前にですね、さっきのヘルパーのくだりですけど、ヘルパーが支援者になっておるといふことではなしに、支援される方が健康状態とか、

状況を確認するのに、今まで不定期で行っていたものを27年から年に1遍
そういうデータを基にして整理していったという意味です。

それとですね、本題に戻しますけれども、これにつきましてはですね、こ
の計画書は、避難した後のことを記してるのものではなくですね、避難行動
についてということです。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

これは、前回の質問の時に、課長から住民課の範ちゅうにないと、こうい
う答弁があったんですけども、住民課でなければ総務課でも構いません。
1つ答弁もらいたいと思います。

私が何遍も言うように、実際に、本当に、その715人の人、全部を救える
という計画を立てるためにはね、現実的な計画を立てらなければいけない
ですよ。ところが今、執行部の話を聞きよったら何かまったくそれは、暗中
模索、意味が分からないような。新聞では、形だけの名簿や避難計画書を
いくら作成しても駄目だと、地域がどうやれば本当に避難弱者を救えるかの
仕組み作りをまず作ることが大事だと、これは、行政と一緒にやらな
ければならないと、こうなっております。机上でデータだけ揃えるような形だ
けの計画は意味のない無駄であって、一日も早く打ち切り、避難場所ごとに
逃げる小グループあるいは、また別の方法があったら別の方法でも構いま
せん。要するに、マンツーマンで1人1人を安全に確実に避難させてあげる
ような体制づくり、計画をしなければならぬと、これは来年や再来年やな
しに、至急、今の事業の中で協議してもらいたい、そう思います。

これで、止めちよきます。課長は、たぶん、この間答えられました。総務課
長、答弁をお願いします。今のことについて、どういう考えをもっているの
か。

議長

(今宮 裕明議長)

光本住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

お答えをしたいと思います。

まず、この今やっている事業ですよ、議員は無駄やというご指摘ですけれども。確かに、津波という観点から見るとですね、どこまで実際、今のやり方が通るかというお話もあるかもしれません。ただ、災害の場合ですね、地震津波だけではなしにですね、当然、台風だとか風水害だとかある程度予測できるような災害もあるわけです。被害を。どこにですね、どういう方が住んでおるということをですね、調査して、確認して、それを整理してデータにするということは、決して無駄ではないと考えています。

もう一つ、同意をいただけない方、確かに何百人おりますけれども、通常同意をいただけない方のデータも町としては持っております。ただ、名簿としては、防災関係者には提供しませんと、原則としてと。ただし、差し迫った状況が起きそうな時には、提供しても差し支えないということになっております。名簿を。ですから、決して無駄な作業とは言えんと考えております。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

課長から、そう聞きました。

データが公開できないものは、私達にしたら意味がないと。例えば、私が外走って行って、イザが来たときに、データを持って知ってたら、あそこには、こういう方がおられたかなということがわかるです。小さな町ですから。じゃ、あそこの方を応援しちゃう、支援しようと思って、そう行けるんですけども、そのデータがなければ、もうどうにもならんづつ、そのまま自分だけが逃げるということになるんですよ。そういうことではね、結局ほら、せっかく作ったものが意味がない。それから、確かに水害の時やら台風の時などに、今は活用できるかもわかりませんが、一番大事なのは、この津波なんですよ、地震なんですよ。これに、なんぼ雨の時やら台風の時にも助けられても、本当のこの問題の時に使えないようなものでは駄目だと、無駄だと、こう言っているんです。この点はまた、おいちょきます。

三番目の質問に入ります。

町農業振興と農業委員会の役割についてお聞きしたいと思います。

今回、今日の議会の審査の中で、10人の申請があつて、9人通られた。結局、9人の中に、農業委員現職が5人でしたが、入っておられますが、その5人の方が結局、農業委員会3年任期、3年です。2期やったら6年です

が、その間に本当に、1回も発言したことがないという方もおられます。そういう方をですね、あるいはまた、町農業の振興策について、そういうものは必要ないと、もう東洋町の農業は5年で終わるんだ。今更、そんなことをしても意味がないという方もおられます。それで、私は、こういう農業委員さんでの東洋町の農業は、振興、再生できていくのかな、そう心配しているんです。そこでお聞きしますが、後5年しか持たないと言われる町農業の現状をですね、町長はどう考えておられるのか。また、その状況打開のための農業委員会の役割と責任を、どう考えておられるのか。

原点でございます。お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

農業委員の役割ということでしょうか。

当然、農業委員は、もちろんのことですが、各種の行政委員は行政組織として、法令に基づき必要不可欠な組織ということでございます。県下どこの地域におきましても、その人選や人材確保には、大変、困難な状況にあるということでございます。今回も、9名ということになっておりますけれども、こういう現実問題としては、過疎地域の実態としてですね、どこの市町村にも共通しているということでございます。

当然、農業委員会の役割は重要であるというふうに思っておりますけれども、農業委員会だけで、解決できるというようなことでも簡単なことでもないというふうに認識しております。

現在の少子高齢化の現象があるわけございまして、県下全体が地方の、特に田舎の方の県におきましても、このような現状になっているということでございます。県の町行政といたしましても、現状の打破ということで、中長期的な視野をもって、様々な形で施策を検討し、実施もしているところでございますけれども、それが、なかなか現実問題としてですね、人口減少の歯止めにはなっていないというような状況にあるわけです。

当然、人材育成や後継者対策の問題、また、農地の有効的活用ということに限らずですね、危機感を持っておりますけれども、なかなか劇的な結果を生む政策はなかなか難しいというような状況にあるというふうに思っております。

そういう中でですね、予算の範囲の中で優先順位の中で限られた財源と

限られた人材を活用して、粘り強く町の維持発展に繋げていかなければなりません。当然に時間も資金も人材も必要でございます。農業や水産業の一次産業を取り巻く環境は一層厳しくなっているということも、皆様方もご承知のとおりでございます。

今回、農業委員の選任の改正があったわけですが、様々な組織はですね、時代の変化の流れに即応した視点を、角度を変えて考えてみる必要もでございます。

様々のご提言もいただいてきておりますけれども、長期的な農業委員会の組織としての位置づけでありますとか、また、その役割についても国の動向を注視して、考察していく必要がございます。

今回の農業委員会の新組織がですね、農地法等の業務を推進していくうえで、町行政全般の円滑な進展にも繋がることを期待をしているところでございまして、また、その一躍を担っていただけるものと期待をしております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

私が聞いたのはね、この現在の東洋町の農業はどういう現況か、町長はどのように把握しているか、それに対して町長はどのように対応していくかという考えをお聞きしたかったんですよ。

そのために、そういう目的に、町長の目的と同じように、農業委員会と一緒に連携を取って、その東洋町の農業、再生、振興に取り組んでいる、そういう答弁をいただきましたかったんですけどもね。結局、時間とかお金とか人材とかそういうこと言われましたが、これはもう、今まで言い尽くされたことなんですよ。そのうえで、今回の農業委員を新しい仕組みでやったんですよ。町長の任命ということですね。だから、私は言っているんですよ。今までやったら選挙やったんです。公示日に申込みして、あるいは、推薦やったです。しかし、町長の任命ということになったから、責任はあるんですよ。任命責任が。やっぱり、このしっかりした人材を任命しなければならない。だから、私が言っているのは、その中に、本当にそういうことを考えていない人も入っていたもので、そのところも、ちょっと、うちが気になったので聞かせてもらいました。

2つ目の質問に入ります。

その厳しい町農業の振興発展のために、新組織で出発する農業委員10人、9人になりましたが、副町長をはじめ4人の町職員だけで構成された農業委員候補者評価委員会は、応募者11人中10人を書類審査のみで採用を決定、町長はその答申を受け、そのまま決定したと聞いております。

しかし、そのうち、5人は現職委員であり、中には3年間1度も発言のない人や農業振興再生計画案の策定に反対した農業委員が何人か、何人かというよりほとんどですが、含まれております。この認定農業者に準じる者として選任されておりますけれども、この人達が今後の町農業振興、再生にふさわしい人材と考えた選任根拠をお聞きしたい。

町長は、人材、人材と言いますから、ちょっとお聞きしたいですが。この町長が言われる人材なんのでしょうか。そこの選んだ根拠をお聞きしたいと思えます。

議長

(今宮 裕明議長)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長

(伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員の質問にお答えします。

先ほど、質問の中で現職農業委員5人とありましたが、7人となっておりますので、よろしく願いいたします。

選任の根拠ということなのですが、町長の行政報告の中でも述べましたが、今般の農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員を任命する際の要件として、1つは、委員の過半数を認定農業者等とすること、これは法第8条第5項に規定をされております。農業に積極的に取り組んでいる担い手の意見が農業委員会の運営に適格に反映されるようにするためです。2つ目に、利害関係を有しない中立委員の任命、これは法第8条第6項に規定をされております。公平公正な判断が強く求められる組織であることから、農業分野以外の者の意見を反映させるためです。3つ目に、年齢、性別等に著しいかたよりが生じないように配慮する。これは、法第8条第7項に規定をされております。特に、女性、青年を積極的に登用することです。

以上の農業委員会等に関する法律に規定をされている要件を踏まえまして、今回、委員9人中認定農業者が3人、認定農業者に準ずる者として、元認定農業者が2人、それと、人農地プランの中心的経営体が1人、女性が2人、中立委員が1人と、任命をしています。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

課長、これは何でしょう。認定農業者は4人でしょう。

(議席より、1人外されたんと発言あり。)

外された。元という方が何人かおられましたけど、現職は4人おったと思ったんですよ。そうですね。その人が1人退いたということ。了解。3人ということですかね。私は、この3人がね、頭から無条件に入らなければならないと思ってたんで。ちょっと勘違いしてました。それでも、選任できたんですよ。議会のね。

要するに私は、自分が3年間、6年間、もっと以前から農業委員をやらせていただきました。今の町の農業委員会は、地目変更等の許認可審査するだけで終わってるんですよ。長い間。知ってのとおり。ただ、私はそのたびに、これではいかんと、町農業振興、再生を審議しましょうと。そこで農業委員会として案を出して、行政、農協、あるいは、各団体に訴えて、そしてまたその人ら糾合して、一緒になって新しい町農業をしていく、そういうエキスパートといいますか、そこで、うかうか言いよったら間違うね。あのリーダーシップを取ろうと、そういう体制では猛反対されてできなんだんですよ。そういうことが、今回も新しい人たちが、そういう何に立ってやってくれるかと思ってたところが、その人たちの意思が聞けなかったもので、分からんままに入れてしまいましたが、今後どういうことになりますか、これは。このままで行かれますか、それとも、町長の方から色々な案を諮問してくれますか、しますか、この。

その連携をお聞きしたい。町と行政と農業委員会の連携、つまり、町の振興策やら、あるいは、そういうものについて行政から諮問をして、そこで、その農業委員会で色々な案を練ってもらおうと、そういう形にしてもらいたいが、したらいいと思いますが、町長どうでしょうか。お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

これは、田島議員、質問は3に飛んだんと違いますか。これで、いいんですか。

(議席より、2番3番を入れ替えさせてくれと発言あり。)

伊吹産業建設課長。

産業建設課長 (伊吹 真貴博産業建設課長)

田島議員のご質問にお答えいたします。

農業委員会の役割と町の連携ということなのですが、従前までの農業委員会では、必須事務としては、農地法等によりその権限を属させた事項だけでありましたが、その他の農業振興とに係るものは、すべて任意事務でありました。が、今回の農業委員等の法律の改正によりまして、農地等の利用の最適化の推進を任意事務から必須事務として、重要な事務として位置づけをしております。

このことにより、担い手の農地利用集積、集約化、遊休農地発生防止、解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化により高度化の促進を行うこととなっております。さらに、農業委員会の機能が委員会としての決定行為、各農業委員での地域での活動の2つに分けられていることに踏まえ、それが適格に機能するために、主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を農業委員会は委嘱しなければならないこととされています。このことから、農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定を定めるように努めなければならないこととされました。また、農地等の利用の最適化の推進に関する施策については、PDCA、これは、計画、実行、評価、改善、このサイクルによる改善をしていくための、その所掌事務の遂行を通じ得られた知見に基づき、必要があると認められるときは、農地等の最適化推進施策の改善、意見を関係行政機関等へ農地利用最適化推進施策の企画、立案または、当該意見を考慮しなければならないこととされております。

以上のことから、農地等の利用の最適化の推進に関する施策は農業委員会、農地中間管理機構、関係行政機関により、これまで以上に連携を図り、進めていくこととなります。

以上です。

議長 (今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

そういうね、こうやって規則を読み上げるような形の答弁は聞きたくないですよ。東洋町として、どうするかというね、生々しい現実的な話を聞きたい。

今、あなたは、そういう事業は任意事業であってという話をしましたが、確かに任意事業です。決められたもんやない。しかし、それはね、許認可業務として、研修に行ったって、鳥の羽、車の両輪のように、両方やっていくと。で、農業委員会の役割というか責務というのは、町の農業者の代表として、声を聞き、意見を聞き、そして、この東洋町の農業のあるいは、農地をどのように発展させていくか、そのことについて、審議していく、研究していくという会なんですよ。農業委員会は。だから、任意であるが、何であろうが、要するに止めちよけ言うてもやらんといかん仕事なんですよ、そりゃ。なんぼ町がそんなことする必要がないといえども、農業委員会の本来の姿は、仕事は、それをやらなければいけない。

それが、まったくこの何十年の間、してなかったんですから。ここで、やらない。体制も変わったことですからね。今まで、私は、嫌われて嫌われてするばあ、言うてきたけど、駄目だったんですから。だから、体制が変わって、町長が任命した人材によって、新しい農業を作る、農業委員会に作ってもらいたい。そういうことで、その点は、お願いしておきます。

それから、議長に今言われた、2番目の質問に戻ります。

農業委員選任手順の改善についてという問題でございます。

上記のような手順で、町は委員を認定してきましたが、本人確認禁止の規定があって、その人たちが、町農業の再生、振興をどう考えているのか。また、認定後、どのような活動をしたいのかなど、判断できなかったんですよ。今回の場合は。

次回からは、立候補申請書に、新規の人は決意や考えを、農業委員の現職の方は出席率や主張できれば写真なども一緒に添えてですね、申請参考資料として添付してもらいたい。申請資料の中に。申請書の中に。そうしたら、我々も申請書を見てから、こういう方だ、こういう実績があるんだということがわかるから、ここで、選任の投票をしてもものすごい分かりやすくなります。そして、公正に判断できる仕組みに変更を求めたい。

できれば、この委員会だけでなく、議会が任命する、あらゆる色々のほの人事案件がありますが、そういうものにもすべて、合わせていただいて、写真とかあるいは、決意なんか入れてもらうようなことにしてもらえないか。

これは、町長にお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員にお答えいたします。

今回はですね、法改正後、初めての試みでもありまして、法的な範囲内で改善をしていく必要がある場合は、改善もしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、東洋町のこの人口減少の中ですね、このような現状におきましては、人事案件につきましては、現状のままで良いのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

みなさん、町長が何で反対せんといかんのこれ。申請書の中にその人の考えを。申請書には、これは載ってましたね。課長。あの書き込みがありましたね。どう考えてるかね。書いてるんですよ。だから、それをここに出してもらいたいというだけのこと。で、名前も顔も分からないという人がおるから、写真を添付してもらえないか。これだけのことを何で、やるわけにはいかんやというようなこと言うんでしょかね。これは、本当に困ったもんです。

そういうことが駄目であれば、もう1点お聞きしたいと思います。現在の農業委員会は、許認可申請であがってきた時には、現地確認をしております。この現地確認は、前にも言いましたが、日当をいただいて2人でペアになって、その現地を確認するんです。その何日か前に確認しておいて、それをもって本委員会に行って報告をして、その報告を聞いて審査をして可否を決めると、こういうシステムです。私は、言っているのは、それを止めて、全員がその委員会の当日に行こうじゃないかと。現地をみんなが行って、それ現地確認をして、それが終わってきってから帰ってから、委員会をとったら、日当が2人もいらんんですよ。1日で済む。この許認可だけでは、10分、15分で終わるんですよ。この審査だけやったら。だから、私はこういう無駄から省きなさいと何遍も言ってきましたね。けど、分かってもらえない。これは、今後、こういう新しい組織の中で、変えていただきたいと思います。それから、これは日当6千円いただいております。10分でも、半日でも6千円で

すが、どうでしょう、これ半日制にできないかという。半日で終わった場合は3千円、時間またいで1日やったら6千円と、こういう町長、特別職の報酬の変更はできませんでしょうか。英断していただきたいと思います。

それから、もう1つ、現在、地目変更申請がなければ、開会しておりません。今の現状の農業委員会は。これはね、私は、例えその地目変更の申請がなかったも、この東洋町農業振興、再生をどうするかというテーマがあれば、そういう目的あれば、何もなければやらんいうても、毎月でもかまん、月に2回でも3回でもかまん、やっていただきたいと思いますが、答弁できたらお願いします。

議長 (今宮 裕明議長)
松延町長。

町長 (松延 宏幸町長)

日当のことでしょうかね。日当、半分にせえということですかね。

一応、条例で決められておりますので、そういうようなことが可能なのかどうか、直ちに分かっておりませんので、仮に、半日制のようなことが可能であればですね、当然、条例の改正ということにもなるわけでございますので、今後、ちょっと調べてからにしたいと思います。

こうしますというようなことは、お答えができませんので、よろしく申し上げます。

議長 (今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員 (田島 毅三夫議員)

ちょっと時間がございませんので、ちょっと早めに言わせてもらいます。

4番目の質問です。

東洋町の抱える諸課題への対応策を問うと、こういう形で。

1つ目に、高齢経済的弱者の現状及びその救済についてと、こういう題でお聞きしたいと思います。

本町では、65歳以上の高齢者が45パーセントを超えております。その内、約200人が保護を受け、400人近くが国民年金のみしか収入のない人と、こう聞いております。また、100万円以下の住民税非課税者が約500人近くいると、こういうことも聞いております。

そうやってきたらですね、ほんまに国民年金だけで最高でも5、6万と聞いておりますが。の、所得で、電気やガスなど必要経費あるいは、税や使用料などを払うとですね、残りの食事や医療費にもほんとに、こと欠くと、こういう形になるんですよね。現状にね。

町長は、人口増加を公約にですね、移住や子育て助成に力を入れておりますけれども、一方、この高齢弱者がですね、幸せ感と笑顔で暮らせるような、こういう町づくりといいますか、何かやはり1つの大きな東洋町の今後、これからのですね、テーマといいますかね、に1つ位置づけて、できれば具体的に言えば、介護保険ランクの1から3くらいの人に絞ってでもね、米の配布とか医療費、福祉サービス費用、使用料などの助成かあるいは、そういうことが無理であれば、月額5千円くらいの直接支援などができないかなと、そういう、その、ほんとに厳しい人に絞って、年齢もまた制限があるかもわかりません。

1つ、町長の考えを聞きたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

田島議員に、お答えします。

この件はですね、以前にも何回かお答えを申し上げたと思いますけれども、現在もですね、多くの福祉サービスを提供しているところでございます。町予算の中でも、防災対策よりも福祉関係予算が突出しているという現状にあるわけでございます。介護保険制度あるいは、国保会計の維持が財政を圧迫しているという現状にあるわけです。

これは、地方、国も同じ状況にもあるわけでございます。税と社会保障の一体化改革ということと言われてですね、久しいわけでございますが、なかなか期待もしてきたところでございますが、財源の確保が大変危惧されている情勢となっております。

ご提案の件でございますけれども、国、県以上の負担をですね、町独自でまかなうことには、なかなか困難な情勢にあるということでございます。この介護保険につきましては、町単独で年間1万円の寄付をしています。9月の補正で1万を追加して、年間2万円ということで、これは、純粋に町単独ということで、昨年から実施をしております。

ご提言の月5千円ということになってきますとですね、これは莫大な経費

になってくるわけでありまして、当然、直ちに実行するという事にはならないということをご理解願いたいというふうにお願いします。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

何回聞いても、同じような答弁でございます。

しかし、ただね、年金は上がらないのに、物価があがっていく。あるいは、また税も上がっている。使用料も上がっていく。こういうことがこれからもどんどん進んで行ったときにですね、ますます困窮者は、生活ができなくなる、そういう悲鳴が今、聞こえているんですよ。

財源の問題については、1つの案がございます。

大阪市では、市民が困窮している時には、議員もともに苦しもうということ以前から30パーセントのカットをしているようですね。大阪維新の今回の選挙の公約には、公務員給料20パーセント削減が盛り込まれたとも聞いております。

1つのあれとして、本町のですね、町長、特別職ですね、20パーセントくらい、あるいはまた、職員さんは上級の4、5、6級くらいの方が10パーセントくらい、議員も10パーセントくらい、そういう削減をして、その分を弱者の方に回してあげたらという案でございます。

そして、まだその不足分についてはですね、何遍も言いますが、勤勉手当にまたきて、顔をしかめるかも分かりませんが、全員に渡している勤勉手当、それを本当に優秀な方、職員の方に支給することにして、節約したら、これで2500万、2千万以上の節約はできると思うんですよ。こういうものを財源にして、私はこの5千円で200人やったら、1千万ですか、計算ができません。1万、2万の計算はできるんですけどね。それくらいあったら、今いう削減で十分間に合うと思うんですが、町長、お考えを変えていただくわけにはいきませんかでしょうか。お願いいたします。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

毎月5千円ということになりますとですね、年間で言えば6万円ということになるわけですね。

(自席より、200人やったらと発言あり。)

1200万ですかね。

大阪市ですか、の例がでましたけれども、大都会とですね田舎の公務員との給料というのも当然違ってきておりますので、生活に苦しい職員もおります。そういったところで、ご提言の件につきましては、今後の課題ということにさせていただきたいと思います。

ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

なかんなか理解できなくてすみません。

どんなに言いますか、都会と田舎とを比べたらこれはいきません。今、アベノミクスですか、あれで、都会はどんどん良うなっていると聞いてますが、その反面、反比例して田舎はどんどん悪くなっているんですね。向こうとこっちとを合わせたら、これは大変なことになる。やはり、役場の職員さんも人事院の勧告と、そういうことでなくて、地元の企業、地元のその経済状況に合わせた給料体制にしなければならない。給料だけ、都会の人事院勧告に合わせるといふようなこと、これは、私はちょっと問題があると思ひておひます。これは、また次の機会にゆつくりとお話したいと思ひます。

2つ目の質問に入ります。

町を救うには、地場産品を使った加工品の考案、生産しかないというのが、これは、うちがもう30年来の持論です。一次、二次、三次一貫体制を作っていく。こういうことですね。生産、加工、販売と。このなかでも特にこの今言う地場産品、先ほどの午前中のあの中にありましたけれども、結局その、あのふるさと納税のその返礼する品物がないと。よそでは、もう、どんどんどんどん、その返礼品を作るのに活気づいてると聞いていますが、作っても作っても間に合わないと。こういう状況に東洋町もしなければいけないというのが、うちの持論やったんですよ。

どうでしょうか、今からでも遅くありませんが、町が何か施設を加工所を造っていただいて、東洋町の全住民さんがそこで加工の研究をできる、そして、できた特産品も販売していくと。全国ネットで販売していくと。

こういう体制は、できないでしょうか。もう時間がありませんので、それだけお聞きしたいと思います。中山間集落センター、そういうことも踏まえて、そういうものを立ち上げて、そこで、研究していくという体制はできないでしょうか。町長、考えをお聞きしたい。

議長

(今宮 裕明議長)
松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

この件もですね、何度かご提言をいただいております。

前回と同じになると思いますけれども、町全体の中からですね、現在、やるきのある方、また、若い方々が起業にも取組む方が増えてきております。

観光面にいたしましても、また、加工品や加工施設にいたしましても、そのようなことに自主的に取組んでいる方、また、取組もうとしている方が確実に現れてきております。そのような方々への少しずつでも、支援ができればというふうに考えてきたところでございます。

行政主導ではなくて、自主的な取組みに対する、また、そのための呼び水としてですね、町単独事業といたしまして、地域活性化プラン支援事業でありますとか、商工持続発展支援事業を創設したところでございます。

これまでの、交付決定件数でございますが、地域活性化プラン支援事業では17件、商工持続発展支援事業では23件ということになっております。

このように、すでに、様々な事業に自主的に取組む、やる気のある方を支援するための補助制度ということでございますけれども、人材を発掘する意味合いも込めているということで実施をしてきております。新規に起業している方も店を開店したとか、そういうふうな事例もでてきております。やっと、そのような考え方が浸透しまして、少しずつ活性化に繋がっているのではないかなという感触を持っているところでございます。

町の財政は、相変わらず厳しいわけでございますので、本年度も予算の範囲内ということで、この商工持続発展支援事業につきましては、2回目の方につきましては、助成率80パーセントを60パーセントにさせていただいております。それでも構わないということで、交付決定を急いでいるところでございます。

また、事業費を大きく発展していくような事案となれば、県の産業振興計画に結びつけていくと、そのつなぎ役的な支援をすることも念頭にしているところでございます。できるだけ、県や国の補助制度を活用していきたいと

いうふうに思っております。支援員の方とも情報を密にしているわけございまして、そのような支援を想定してのこの補助制度創設という意味合いもあるわけです。

またですね、自然環境やその資源を活かすような考え方も意見としていただいて参りました。そのような取組みに対しましても、できるだけ対応していきたいということで、活性化策を模索もしてきたところでございます。今回の補正予算で、計上させていただいておりますように、海だけではなくて清流である野根川の保全を核として地域の再生計画と位置づけて、国の採択を目指しておるところでございまして、採択をいただければ、雇用の創出にも繋げて参りたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

大急ぎで言います。

人口増加、町勢浮揚には、まず働く場の確保が条件ということで、お聞きしたいと思います。

収入があれば結婚しますね。子供も増える。ひいては、困窮者も介護者も少なくなります。町長公約の人口減ストップには、働く場の確保が要件であると、こう考えております。就任後、5年を過ぎたが、ますます悪化しておりますが、掛け声だけでない、実効性のある具体策を示していただきたい。

1つの案としてですね、町主導で全産業参加の東洋町再生6次産業振興プロジェクト、これは、ふるさと創生を入れても構いませんが。それから、そういうものの起業も一緒に提案したいと思っておりますが、この2点について、お聞きしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

先ほど申し上げましたことに、1つ1つ取組んで参りたいと思っております。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)
7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)
夜も寝んずつ作った原稿を見てん。一言やもんの。
5番目の質問に入ります。
臨時職員採用の問題について、お聞きしたいと思います。
1つ目、28年度教育委員関係臨時職員の募集は、委員会および公民館関係で5人募集に対して7人、学校事務員5人に対して9人が応募しましたが、その応募期限前に、前任者の採用を決定していたというのであります。
では、苦しい家計のために、あるいは、社会貢献のためにと応募し、無審査で落とされたた6人の方はどうなるのか。心ある答弁を求めたいと思います。また、不採用の通知は出したのでしょうか。
続けて、もう一つ一緒にいきます。
その継続採用された人の中に、多年問題を起こしていた人が入っていることに対して、

議長

(今宮 裕明議長)
1問1答でお願いします。

7番議員

(田島 毅三夫議員)
あ、1つずつ。

議長

(今宮 裕明議長)
生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐総務課長)
それでは、田島議員のご質問にお答えします。
まず、応募期間前の決定につきましては、そのような事実はございません。
それと、臨時職員の採用につきましては、登録制を実施しております。チラシにも、臨時職員を採用する必要が生じた時は、登録者の中から本人の希望などにより採用しますと、記載しておりまして、不採用通知を出すという

ことにはなっておりません。

以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

11日が×切りでした。このことに関しては。私は10日のここの議会の説明会の時に、教育長に確認しました。その時、すでに決定したと、こう聞いております。10日の日ですよ。11日が期限ですから。それで言ったんです。

その継続採用された人の中には、多年問題を起こしていた人がおったということを住民さんからだいぶ苦情があがってございました。このことについても住民納得のできる説明があれば、答弁していただきたい。

これは、教育長ですね。お願いしたいと思います。

議長

(今宮 裕明議長)

奈良崎教育長。

教育長

(奈良崎 幸一教育長)

私の方から、田島議員の再問についてお答えします。

その前に、私は3月10日に決まったとは言っておりません。私の方には、うちの方では、面接を3月29日にやっております。それで、決定したのは、3月31日に決定をしております。これは、校長先生の意見を聞いて、決定をするということになっております。それは、私は言っておりません。

それで、2番目、再問に答えていきたいと思っております。

議員の指摘について、その都度、対処、善処しております。

また、採用についても校長の意見を聞いて、採用をしておりますので、以上でご理解の方よろしくお願いいたします。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

テープがいきますね。職員さんと話をする時には。非は認めるなということも聞いておりますが。これはまた後に話します。

平成何年でしたかね、公民館の館長募集に、20人近い4人の館長募集に20人近い応募がありましたね。あの時もこの問題がありました。そいつ

を私が確認した時に、もう慣れているからということで、前任者を選んだと、こういう答えが返ってきましたが、あの時に今後この仕組み、募集仕組みをゼロベースから、来た人全員ゼロベースから審査してあげてくださいと、いうことを聞いたら、検討しますという話やった。

以後、どうなっておりますか。お聞きしたいと思います。

(自席より、あれ何年やったかな、17年と発言あり。)

(自席より、議事録を探し出しますと発言あり。)

議長

(今宮 裕明議長)

通告書の内容から外れたら、答弁のしようがないですよ。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

もめ事をせんといかんのやが。さきほど、6番、7番についてですが、これは、あなた、今、6番と7番が前回と同じやきに中止させると、こう言いましたね。

議長

(今宮 裕明議長)

昨日、あなたに通告したでしょ。認めないと。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

私が言ったのは、それならその認めない理由を言ってくださいと、こう言ったんです。3番については、あなた言ってきたから、

議長

(今宮 裕明議長)

そういうことは、昨日、私はあなたに、全部説明しました。

7番議員

(田島 毅三夫議員)

聞いてください。

議長

(今宮 裕明議長)

田島毅三夫君の質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程はすべて、終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

これで、平成28年第2回東洋町議会定例会を閉会します。

どうもお疲れさまでした。
これにて議会放送を終了いたします。
(閉会時間:午後3時07分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員